

## 第一百六十二回 参議院国土交通委員会会議録第十三号

(二二六)

平成十七年四月二十一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十九日

辞任

秋元 司君

神本美恵子君

四月二十一日

辞任

魚住裕一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

副大臣

國務大臣

大臣政務官

事務局側

常任委員会専門

政府参考人

内閣府政策統括

官員

林野庁森林整備

国土交通省河川

国土交通省道路

国土交通省住宅

局長

国土交通省港湾

局長

気象庁長官

長坂 昂一君

山本繁太郎君

谷口 博昭君

柴田 高博君

梶谷 辰哉君

清治 真人君

補欠選任

鷗淵 洋子君

岩城 光英君

岩本 司君

鷗淵 洋子君

田名部匡省君

田村 公平君

脇 雅史君

大江 康弘君

佐藤 雄平君

山本 香苗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

岡田 広君

北川イッセイ君

小池 正勝君

正勝君

信介君

末松 鈴木

伊達 忠一君

池口 修次君

北澤 俊美君

東君

前田 武志君

山下八洲夫君

魚住裕一郎君

鷗淵 洋子君  
仁比 聰平君  
渕上 貞雄君

○委員長(田名部匡省君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。去る十九日、神本美恵子君及び秋元司君が委員を辞任され、その補欠として岩本司君及び岩城光英君が選任されました。

たいというふうに思います。昨年は、十個もの台風が日本に上陸をしました。梅雨前線と合体するよな形で局地的なもう大変な集中豪雨などが発生しました。総計で二百人以上の犠牲者を出すというような痛ましいことになったわけあります。

問題はその二百名以上の犠牲者でありますけれども、高齢の方方が非常に多い、こういうことが非常に問題だと、こういうように思うわけであります。そのところのその状況それから認識を、どのように考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。河川局長。

○政府参考人(清治真人君) 昨年、大変水害がかつた年でございますが、その中で特徴的な被災君、国土交通省河川局長清治真人君、国土交通省道路局長谷口博昭君、国土交通省住宅局長山本繁太郎君、国土交通省港湾局長鬼頭平三君及び気象局長官柴田高博君、林野庁森林整備部長梶谷辰哉君、国土交通省港湾局長坂昂一君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ありませんか。

○委員長(田名部匡省君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣府政策統括官柴田高博君、林野庁森林整備部長梶谷辰哉君、国土交通省河川局長清治真人君、国土交通省道路局長谷口博昭君、国土交通省住宅局長山本繁太郎君、国土交通省港湾局長鬼頭平三君及び気象局長官坂昂一君を政府参考人として出席を求める、その説明を聴取することに御異議ありませんか。

○委員長(田名部匡省君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田名部匡省君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(田名部匡省君) 水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしました。

本件の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○北川イッセイ君 自由民主党の北川イッセイでございます。

私は、今議案になつております水防法の一部改正案を中心に、その水難の減災対策ということで土砂対策などについて質問をさせていただきます。

これらは、地域におきます共助体制、災害時の共助体制というのがやはり弱体化してきています。これは社会構造の変化等があるわけでござい

ます。これは社会構造の変化等があるわけでございませんが、そのほかに、やはり被災の体験が少なくなってきたことも逆に働いている面もあるらうかと思います。また、サラリーマンとかそういう方が多くなつてきて、地域におきます活動がなかなかしなくなつてきて、いるというような水防団の方

○本日の会議に付した案件  
○政府参考人の出席要求に関する件  
○水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○都市鉄道等利便増進法案(内閣提出、衆議院送付)

での事情もあるわけでございますが、こういう現状に対しまして、今回、水防法等の一部改正の中では、洪水予報ですか、それから河川の水位が特別警戒水位に到達したというような通知を適時行うことによりまして、また日ごろからその地域の災害特性というものをハザードマップ等を通じて知つておいてもらうことによりまして、適時の避難ができるよう改善したいということがござります。

それから、これは内閣府の方で取り組んできておりますが、集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の被災支援に関する検討会という、これは各省も参加して検討を行つてきたわけでありますが、その中で災害時要援護者の避難支援ガイドラインというものが作成されたところでござります。

そういうものも併せまして、関係省庁と連携しながら、災害時要援護者が円滑迅速に避難確保に取り組んでいけるように、今後取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○北川イツセイ君 今お話しのとおり、高齢者が非常に多いということがやはり一つの大きな問題であると、そしてそれを克服していくためにはやはり避難とか避難の方法あるいは避難の場所、いろいろなこと、準備をしっかりと進めていかなければいけない。そして、それを推進するためには消防協力団、これを強力にしていきたいと、こういうような趣旨でこの水防法の改正ということになつたんだと、こういうふうに思つてございます。

実は、私の地元大阪というものは水の都と、こういうふうに言われておりますので、水とのかわりが非常に強いわけです。淀川、大和川というような大変大きな川があるわけですから、もしこの川が堤防が壊壊したというようなことになつたら、その周りは人口の大変な密集地でございますから、もう想像の付かないような大変な災害になるだろう、こういうふうなことが言わされておりましても、ふだんからこの水防協力団、水防団ですね、これが非常に重要なことで非常に力を入れ

てこられたと、こういう経過があるわけです。聞くところによりますと、淀川左岸水防事務組合それから大和川右岸水防事務組合というのはもう全国最大の水防の団員数を擁しております、こういうことだそうです。

大阪のことはさておきまして、最近の水害の、水難の被害の状況、また今回の水防法の改正とい

うようなことが弾みになりました、全国各地域での水防団の充実あるいは水防ハザードマップの作成の取組がより積極的に進められるというように思います。特に、中小河川での浸水想定区域の指定拡大ということが今度の法改正で盛り込まれておるわけですけれども、これが地方の責務に新たに追加されると、こういうことだと思つんです。

私は、今回のこの水防法改正について、一つは国と地方の協調体制や役割分担がうまくいくのか、地方にばかり負担が大きくならないだろうか

ということを大変心配をいたしておるわけあります。ここらの点について基本的な考え方、また

○政府参考人(清治真人君) 地域の水災防止能力を高めていくためには、やはり国とか県の支援の下に市町村あるいはその地域の方々が一生懸命取り組んでいかなければならないと思っています。

○北川イツセイ君 今お話しのとおり、高齢者が非常に多いということがやはり一つの大きな問題であると、そしてそれを克服していくためにはやはり避難とか避難の方法あるいは避難の場所、いろいろなこと、準備をしっかりと進めていかなければいけない。そして、それを推進するためには消防協力団、これを強力にしていきたいと、こういうような趣旨でこの水防法の改正ということになつたんだと、こういうふうに思つてございます。

実は、私の地元大阪というものは水の都と、こういうふうに言われておりますので、水とのかわりが非常に強いわけです。淀川、大和川というような

大変大きな川があるわけですから、もしこの川が堤防が壊壊したというようなことになつたら、その周りは人口の大変な密集地でございますから、もう想像の付かないような大変な災害になるだろう、こういうふうなことが言わされておりましても、ふだんからこの水防協力団、水防団ですね、これが非常に重要なことで非常に力を入れ

図つてしまいたいと、こういうことが法改正の趣旨でございます。

○北川イツセイ君 役割分担と協力体制、ひとつしっかりと考えて進めていただきたい、こういうふうに思います。

都市河川についてちょっと御質問をさせていたいたいと思います。

その前に、済みません、今度の台風、大変異常に上陸したわけですから、こういう状態とい

うのは、これはどうも地球温暖化の現象じゃなくかなというような思いがするわけです。今までに予想もしなかったような集中豪雨に襲われるというような状態というのは、どうも昨年の一年の一過性の現象ではないと、こういうふうな思いがします。今後ますますひどくなるというようなことを考えらるるわけです。今までの基準で漫然と対応していたのでは国民の生命、財産を守ることはできない、こういうふうに思います。

私は、今までの降雨量あるいは水位、それと堤防の構造の関係、それから国と地方のこれも役割の分担など、これについてやはり大胆に見直しをしていくといった、そういう発想転換みたいなことが必要じゃないかなというような思いがするわけですから、これについては大臣、ひとつ所見の方、お願ひいたします。

○國務大臣(北側一雄君) 今委員のおっしゃったように、ハザードマップを市町村にしっかりと作つていただきたいというふうなことが主な改正点でございますが、それに当たりましては、国又は県が浸水想定区域の指定ということを前段で行わなければならぬわけでございます。

これは調査としまして財政的にもそれから時間の上でも負担になつてまいるわけでございますが、国としては、その浸水想定区域の調査を行つ際の技術的なガイドラインでありますとか、それから市町村が有効なハザードマップを早急に整備していくように手引的なものをお示しする、そういうふうなことで、国と地方、そして地

そういう意味で、一方でハードの整備、河川改修等のハードの整備、これはもちろん着実にやっていく必要がありますが、私は昨年一年の経験を通じて思つておりますことは、やはりこのハードの整備と、もう一つやっぱりソフトの面での整備をしっかりとやつていく、そういうことが非常に大事になつているというふうに考へているところでございます。

昨年の累次の災害、水害を受けまして、これまでの災害対策につきまして、総点検と、そしてその強化をどうしていくのか、どう見直していくのかとということを是非検討してもらいたいということでおどで、昨年の十一月に、専門家の先生方にも入っていただきまして、豪雨災害対策総合政策委員会

というのが設置されました。十二月に緊急に対応すべき事項ということを取りまとめをしていただきました。その中に、今回の法案の重要な項目とも提言をちょうだいして、今回の改正法案につながつてはいるわけでございます。

この豪雨災害対策総合政策委員会につきましてござりますハザードマップの全国整備ということも提言をちょうだいして、今回の改正法案につながつてはいるわけでございます。

これまで、どちらかといいますと、この河川整備においても、例えれば連続して堤防を造つていこう、将来どういう土地利用がなされるか分からなり従来の考え方とは違つた提言をちょうだいをしていっているところでございます。

これまで、どちらかといいますと、この河川整備においても、例えれば連続して堤防を造つていこう、将来どういう土地利用がなされるか分からなり従来の考え方とは違つた提言をちょうだいをしていっているところでございます。

そういう中で、昨年、あのような水害が何度もあつたわけでございますけれども、私はまず、こうした集中豪雨というものは予想もしないようなことが当然起つてくるわけでございまして、この水害というのを100%、物的な施設整備によりまして封じ込めを完全にできるかといいますと、そうではないんだということをまず私は認識する必要があるんじやないかと思うんですね。

しては重要な手法として検討すべきだと、このようないい提言もちよだいをしているところでござりますし、また、そもそも土地の利用の在り方、單に河川の整備、改修だけ考えるのではなくて、そもそも流域のはんらん域の土地利用の在り方そのものをどうしていければいいのかと、逆に言ふと、危険なところには余り家を造らないというふうな、建物を造らないというふうな、そうした土地利用の在り方についても見直していくような、またそれとの調整をしつかりしていくようなことも大切であるというふうな提言もちよだいしています。

さらには、ダムにつきましても、ダムの下流に對してより効果的にこの機能というものが發揮することができるような操作ルールの変更もすべきであるとか、そうした既存施設の有効活用についても御提言をちよだいをしておるところでございまして、この今回ちよだいした提言を、一つは制度改正、さらには来年度の予算概算要求についても御提言をちよだいをしておるところでございます。

○北川イッセイ君 それでは、都市河川についてお伺いしたいと思います。

都市河川につきましては、川幅が非常に狭隘であります。そしてほぼコンクリートで固められており、こういうようなことで、川の流域には田んぼ、畑が非常に少ない、集中豪雨が降つてきますとともに急に水かさが上がっていく、こういうような状況があるわけでございます。そんなとくに短時間でその水を逆に減らしていく、抜いていくということが非常に大事であります。特に大阪なんかでも遊水池、それから地下河川、河川というようなことに非常に力を入れておるわけであります。

昨年の集中豪雨におきましても、大阪の恩智川という川がありまして、この川が警戒水域を突破しました。これは大変だということになつたわけですけれども、幸いにして花園公園という、花園ラグビー場の横にある公園なんですが、そこが、

ふだんは公園なんです。先ほど大臣が土地利用の在り方おつしやつてはいたけど、ふだんは公園なんです。そこへ水を、恩智川の水を水門を開けまして流し込んで、そして水を減らした、それであるわけです。

私は、この地下河川ですかそういう水の池ですとか地下河川、地下の貯水池ですか、表に見えませんから、なかなか一般の人の評価も得られないというような面があろうかと思います。また、選挙をする者にしましても、そんなことよりも体育館建てた方がいい、文化会館建てた方がいい、その方が分かりやすいというようなことにもなるのかもしれません。

私は、しかしこのことが非常に、これから防水ということを考えたらそういう事業が非常に大事だと、こういうように思うわけですね。川で堤防を造つたり、あるいは堤防のかさ上げをしたりといふような事業と同じような感覚で、私は都市河川については、こういう地下河川ですか遊水池ですか地下の遊水地ですか、こういうようなものに取り組んでいかなければいけない、こういうように思う次第でございます。

大臣、たまたま都会の出身でございますから、この件につきましてひとつ決意を聞かせていただきたい。また、今までの取組につきましても、担当局の方からひとつ聞かしていただきたいと思います。

○政府参考人(清治真人君) 都市河川におきましては、様々な手段を講じまして治水対策を進めているわけでございます。流域内での対策もございまして、御指摘のような河川の整備はもとより、地下河川でありますとか遊水地、こういうようなものについては正にそのハードの方の切り札として実施しているわけでございます。

ただし、こういうものはなかなか御指摘のように目に留まらないというところがありまして、治水事業に対する一つの理解をしていただくために、やはり効果を發揮したときにその施設の機能は、

というものをいろんな方に知つていただく努力が必要かと思ひます。これらにつきましては私どもいろいろな手段を講じて進めているわけでございませんが、不十分なところございます。

昨年も、台風二十二号では関東地方、首都圏で

かなりの出水がございました。そういう中で、例えれば神田川の地下河川というのが環七の下に入っています。これは現在使えるようになつていて、これがほとんど満杯になるぐらいに水をためました、神田川の下流がぎりぎりで助かったというよ

うな状況がございました。委員の御案内の寝屋川の流域についても同じように、寝屋川の流域にあ

ります地下河川が機能を発揮し出しましてから、今までしばしば、本当に毎年のように浸水してい

たところが水がつかなくなつてきているわけでござります。

こういうものにつきましては、事業を実施する方としましても、出水後の記者発表でありますとかパンフレットでありますとか、それからふだんから事業に対し御理解をいただくための見学会、それから出前講座といいましていろんな方々の中に事業主体であります我々自ら入つていただきたいと思います。

こういうものにつきましては、非常にこれから私は大事であります。河川改修というその整備とともに

かねてから言われておりまして、委員のおっしゃったような様々な総合治水対策を取り組んでおるわけでござります。

やはり洪水対策というのは、もちろん河川改

修、これはしつかりやらないといけないわけでござりますが、それだけではなくて、水をためる遊

水地をしつかり造つていく、また水を浸透させる

その浸透力のあるような例えば道路整備をするだ

とか、そうしたことが非常にこれから私は大事であります。河川改修というその整備とともに

にそつした総合治水対策を全体として総合的に

取つていくことがこれからはますます重要なことがあります。

○北川イッセイ君 ちょっとと時間がなくなつてしまつたので、この土砂災害対策についてちょっとお伺いしたいと思います。

○国務大臣(北側一雄君) 都市部におきましては、宅地化が急速に進んだために、保水能力、また浸透能力といいますか浸透力といいますか、そ

ういうのが本当に急速に低下をいたしまして、あります。それが、これからも、重要な御指摘でござりますので、そのような取組を進めてまいりたいと

思います。

○北川イッセイ君 ちょっとと時間がなくなつてしまつたので、この土砂災害対策についてちょっとお伺いしたいと思います。

○国務大臣(北側一雄君) 今回の改正はが崩れなど土砂災害の危険のある

ところについて警戒避難体制を確立する、それから建築規制を厳しくするというような趣旨であ

るかと、こういうふうに思います。昨年の一連の

水害においても二百名以上の方が亡くなつたと、

こうしたことなんですが、そのうち約六十人の方が土砂災害によってお亡くなりになつたというよ

うに聞いております。その反省に立つての改正だ

ろうと、こういうふうに思うわけであります。聞くところによりますと、土砂災害危険箇所といふのは全国で五十二万か所あると、こういうふうに聞いています。そのうち、土砂災害警戒区域に指定されているのは十六年度末で三千地域、地区

ですね、程度ということです。

**土砂災害**に対応するためには、まずこの警戒区域に指定するということが大変重要だと、こういふうに思ふんです。本来、危険箇所というのは、それすべて警戒区域でなければならない、そういうふうに思ふんです。しかし、ただ指定すればよいというものではなく、指定をしたらその保全対策というようなものが費大な費用が掛かると、こういうことがあります。

現状三千か所についても大変な努力をされて指定してこられたと、こういうようと思うんですが、この土砂災害警戒区域の指定について、その経過、それから今後の方針、そういうようなものについてお答えいただけますか。

○**政府参考人(清治真人君)** 土砂災害の危険性を内在している地区というのはたくさんございました。五十二万か所という御指摘ございましたが、この中で実際に家屋等の被害が発生するおそれのあるところは二十一万か所ぐらいになるわけで、いずれにしても大変多い数でございます。これに対し、今土砂災害防止法のお話がございましたが、警戒区域の指定、特別警戒区域の指定、こういうものを鋭意進めているところであります。

今お話をございましたように三千か所ぐらいのことまでございますが、昨日時点で調べましたら三千七百を超えたところでございまして、今急ピッチで進めているところでございます。

この指定に当たりましては、その前段となります基礎的な調査が必要になります。地形的なもの、それから雨の降る特性、こういうものを調べて、さらにその地方の自治体と調整の上指定していくという手続を踏んでいるわけでございます。

これはかなりの数になりますので、その指定する箇所の優先度、こういうことも並行して考えながら進めていかなければならぬと思いますが、いずれにしましても、昨年度までに基礎的な調査四万か所ぐらいできてきておりますので、これらをベースにしまして早急に警戒区域の指定の作業を進めていくよう都道府県の方を指導してまいり

たいと思います。

○**北川イッセイ君** 今回のこの改正というものは避難誘導など、そういうソフト対策ということが中じだ、こういうふうに思います。それも非常に

大事なことだと思いますが、土砂災害の事故といふのはもう一瞬にして起るわけであります。急傾斜地の保全対策、それから地すべり対策、それがから土石流対策というのは、これはもういずれも、ソフトも大事ですけどもハード事業というのが決め手じゃないかと、こういうように思いますが。しかし、いずれも大変な費用は掛かると、こ

ういうことであります。

実は、先ほど大臣からお話をありました、生駒の山のところは元は海やつたと、こういう話がある

山ですが、ですからあそこ、生駒の山というのは非常に急なんですね。ここに急傾斜地に指定さ

れ、危険箇所ということで指定されているところ

があるんですけど、それも、いつもばらばらばら砂が落ちてきよる、小石が落ちてきよるという

ので非常に危険やつたんですが、これはもう何とかせないかぬと、こういうことで、約三百メートルの間なんですが、これを改修、補修をしてもらつた。何と三百メートルするのに十年掛かつたんで

すね。毎年ちょっとずつしかできないと。そういう

ように非常に費用が掛かつて大変だと、こうい

うことなんですかけれども、しかし、この土砂対策

というのは本当にハードが決め手であるというふうに思います。そういう状況を見ましたときに、

よっぽどこれ決意をして、腹を決めてやつてもらわないとなかなか進まないんじやないかというよう

うな思いがします。

時間が来ましたので、最後に大臣の方から、ひとつそちらの決意のところをよろしくお願ひしたいと思います。

○**國務大臣(北側一雄君)** 昨年は約二千五百か所

で土砂災害が起きました。これはもう統計取つてから初めて、最高の件数でございます。今委員の

おっしゃつたように、この土砂災害対策、土砂災

そのハードの対策が重要である、全くそのとおり

であると思います。また、豪雨災害対策特別委員会というものがあるようですが、それでも、これはどんな性質のものなのか、少し簡潔に教えていただきたいと思います。

○**政府参考人(清治真人君)** 今お話をございました豪雨災害対策総合政策委員会は、先ほど大臣からお話をありましたように、昨年の十一月にこれは非常に被災、万が一土砂災害があつた場合には避難が多くなってしまうという対象区域をやつぱり申しております。やつぱり優先順位を付けて、優先して施設整備を実施をしていくということが大事であると思いますし、また委員もおつしやいました、警戒区域を早く指定すると、そしてそこにお住まいの住民の方々にそういう区域ですよということを知つていただく、周知していくくという

ことがやはり大事だというふうに思いますし、またさらに、ソフトの対策についても、いざそういう災害が起こる可能性がある場合には災害時情報を早くそういう地域に流す、そして避難が速やかにできるよう体制を日々から取つておくといふことがやはり大事なんだろうと。ハード面、ソ

フト面を併せてこの土砂災害についての体制整備をしっかりと努めてまいりたいと思っております。

○**北川イッセイ君** ありがとうございます。終わります。

○**大江康弘君** わはようございます。民主党・新

緑風会の大江康弘でございます。

大臣始めそれぞれ、今日はよろしくお願ひを申しあげたいと思いますが、今日は少し政府参考人の皆さんも欲張りまして、今日一番たくさん来ていただいているんじやないかなと思います。

同時に、この法案は余りこのこそ野を広げてい

くという部分でもないと思いますから、非常に重要な部分が多いので、今ももう既に北川先生の御質問と重なつた部分がありますので、ひとつその

だけ答弁をしていただくよう簡潔に質問してまいりたいと思いますので、またひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○**大江康弘君** 私、ちょっと名前を間違つております。豪雨災害対策総合政策委員会ということ

を今承りました。

それじゃ、この政策委員会が今回政府が出され

てきたこの水防法の法案の中身に関して、一体どのくらい、どのような関与をなされたのか、ちょっと教えてください。

○**政府参考人(清治真人君)** 今回の水防法、土砂

災害防止法の一部改正に当たりましては、この総合政策委員会の提言の中に指摘されたことが幾つか関連しているものがございます。

ただ、この今回の法律改正に先立ちましては、もう一つ研究会というものを設置しまして検討を

続けておりました。昨年の七月の新潟、福井の豪雨、こういうものを受けまして、やはり水災防止

の強化が必要であるということで、水災防止体制のあり方研究会というのが八月から十一月まで開催されまして、その中で提言をいただきました内容がかなりの部分、この水防法改正等の中に反映されているわけでございますが、なお、総合政策委員会の方にもこの水災防止体制のあり方研究会から受けました提言等についても御紹介申し上げまして、全体として総合的な災害対策に取り組めるような御提言をいただいたところでござります。

○大江康弘君 かなりの部分、反映をしていると言ふ。だったら、私は問題があるということを実は指摘をさせていただきたいと思うんです。

この政策委員会のトップというのは、清治局長の大先輩である近藤さんという方ですか、今、水資源協会の理事長、平成三年から四年まで河川局长をされて、その後、建設省の技監をされて、水資源の公団の総裁、それで、今言ったこの協会の理事長という、正に水の専門家というか、こういうことに掛けてはもう大専門家であるわけなんですね。

私は、この参議院で、十九日といつたら、これまだ参議院でこの水防法の法案が審議されてないんですね。今日初めてこれ審議するわけなんですね。そのときに、この水防法を今回出してきた皆さんが出してきたこの法案の中身にかなり影響力を持つて提言をされたこの政策委員会が、十九日にまたぞろこれ提言を出しているんです、提案を出しているんです。そして、どういふことを言つておるかといつたら、今回、せつかくこれ五年で、後から聞きますが、こういう、五年でハザードマップを作つたりとか河川を増やしてやつたりとかいう、そういうことも含めて出してきておる。

その中で、この近藤さんが、これ新聞ですから、れ込んだ雨水を市街地に到達する前に上流の田畠に流す、住宅のみを堤防で囲み、住宅がない地域

はそのままにする、堤防を造らずに住宅の移転かさ上げを公費で行う。というのは、要するに、この三番目のことはどこの部分から来ているかと、いうと、要するに、この後守るべきところは守る。というのは、守らないところもあると言つておる。

そうしたら、今回、この五年間でしっかりと対策を練つていくと、浸水地帯をどうしていくのかという、こういうことを片っ方で提言しながら、結局、もう堤防なんか造つたって駄目なところは駄目なんですよと、それだったら、もう家はそういうつかるところよりも上へかさ上げした方が早いんですよという、片っ方でこんなことを提言をしておる。

しかも、我々がまだこれ、この法案を審議もしていないさなかに、またぞろこんなことの提言を出しておるということは理解できないんですよ、これ。どういうことですか、これ。だつたら、国交省もそれぢやしっかりと提言を受けて、こんな提言を十九日日に出してくるのであるんだつたら、その提言を受けてこの法案をまた作り直して出してきたらえのと違いますか。ちよつとそのところを、局長。

○政府参考人(清治真人君) 今お話をございましての提言の中に、近藤委員長が記者会見でお話になつた内容のことも含まれているわけでございまいますが、具体的にそこまで書かれている提言ではありませんで、これからいろいろ検討していくわけでござります。

それから、守るべきところと守らないところが出てくるという表現は、極端な表現になつておりますが、その下流の、例えば市街地の大変重要な堤防が大変な危ない局面になつてゐるときにも、例えばその中上流の田畠のところの堤防もしつかりしていて、どんどん水が流れてくるというようなことに対する、もう少しその土地利用を考えることによって、例えば下流に負担を掛けないような形での土地利用を最初からやつておくことに、そこは、例えばその三十分の一とか五十分

分の一までは守るけれども、百分の一とかになつてきただときには余計な水がそこに入るような形で、しかし、そのときには家屋等は水がつからぬようになつて、そういうような配慮を事前にしておこなつて、そのときには、それをは言つてゐるわけで、だから、そのところを整理しておこう。私は配慮をさしたらどうだと、こんなことを審議する直前になつてまたこんなことをね、それを僕は言つてゐるわけで、だから、そのところをひとつ、私はよく一回そのところを整理をしていただきたいと思います。

○國務大臣(北側一雄君) 済みません。  
これ、十一月にこの政策委員会立ち上げをして  
いただいて議論を始めました。  
それで、まずこの十七年度予算とか、またこの  
通常国会では非制度改革すべきというふうな問題  
については、これはもう年内に、昨年中に取りま  
とめていただかない間に合いません。というこ  
とで、大変私の方からもお願いをいたしまして、  
十二月に、緊急にやるべき事項ということを十二  
月のあれば二日でしたかね、取りまとめをしてい  
ただいたんです。それが今回の水防法の改正だと  
か、それから十七年度予算に反映をさせておりま  
す。  
ハザードマップについての全国展開というの  
も、去年の十二月の二日の緊急にやるべき事項と  
いう中で提言をされている事項でございまして、  
で、つい先日、最終的な提言をちようだいしまし  
たのは、そういう短期的な話だけではなくて、そ  
の後、もう少し中長期的な方向性、このやっぱり  
河川整備を含めまして、この治水対策というのは  
非常にやはり、そんな短期間ですぐにできるもの  
ではありません。そういう意味で、中長期的な方  
向性についてずっとその後も御議論をいただきま  
して、それを含めて取りまとめをいただいたのが  
先般の提言でございます。  
その提言を踏まえて、今後、国土交通省といた  
しましては、しつかりまた内部で論議をさしてい  
ただいて、また来年度の予算に反映すべきものは  
しつかり反映をさせていく、制度改革すべきもの  
は制度改革していくふうに考えているところが  
ちよつと今回は、どんどんどんどん出しゃええ  
るでございます。  
○大江康弘君 大臣、ありがとうございます。  
局長、いいことなんですよ、どんどんどんどん  
提言を受け入れるというのはいいことなんですが  
れども、少しは国会のことも配慮をしたらどうか  
ということを私は言つてることであつて、  
ちよつと今回は、どんどんどんどん出しゃええ

いうもんじやないんですよ。日航の事故やないですけれども、どんどん出てくりやええというもんじやない。だから、そのところはひとつこれから私は注意をしていただきたいと、こんなふうに思います。

それで、法案のちょっとと中身に入りますけれども、五年で整備をしていくというこのハザードマップの件ですけれども、なぜ五年なんですか、これ。三年でもいいと違うんですか。ちょっと教えてください。

○政府参考人(清治真人君) 浸水想定区域の指定というその行為がありまして、それから、それを受けましてハザードマップを作っていくという、こういう流れになります。その主体は、浸水想定区域につきましては国又は都道府県ということになるわけですが、ハザードマップを作成していくところは市町村でございます。

その浸水想定区域を定めるに当たりまして、やはりかなりの調査が必要になつてまいりますので、時間と費用を要するということで支援策いろいろ講じているわけであります。一方では、余り長くしておくとなかなか全体にそのハザードマップの普及が進まないということがありまして、これは五年ぐらいが適当ではないかというごとにについて、全体の指定を考えている河川等につきまして都道府県等と打合せをしながら決めたものでございます。

○大江康弘君 ということは、早くなるというこ

ともある。

○政府参考人(清治真人君) 早いにこしたことはございませんので、なるべく早くなるよう、國の方も地方の方も一緒になつて取り組んでまいりたいと思います。

○大江康弘君 そこで、二百一十二というのは、これ国の管理、一級河川かな、そんなふうにも思ふうですけれども、これは法案では二千二百、約二千二百ということでありますけれども、この基準といふのは、一体どういう基準でこの二千二百というふうに、数字になつてきたのか、ちょっとと

教えてください。

○政府参考人(清治真人君) 二千二百という川の数につきましては、これは、その前段に現在洪水予報河川に指定されているものがございますが、これらはやはりある程度大きい川でなければ洪水予報ができないということで、今回、新たな特別警戒水位という、その水位を通報、周知していく制度を取り入れて、そういう川についても浸水想定区域を指定してハザードマップを作っていくと、ということを義務付けていこうということをございます。

この根拠と申しますのは、やはり中小河川でもいつたんはんらんしますと大変な被害になる重要な河川がございます。こういう中小河川であつても重要なものについてはそのような河川に位置付けていこうということであります。重要な河川として考えたその二千二百なりの河川というのは、我が国の中でも重要なその沖積平野をある程度全体的にカバーできる河川の数ということで想定しているわけでございます。

○大江康弘君 それはじやそれで結構です。それで、そこで、これ去年の新潟県の、我々は昨年現場にも行かしていただきましたけれども、あの水害の中で、要するにその浸水地域の中に避難場所というのが非常に多いんですね。だから、もう何のためのこれ避難場所なのかというようなことで、結局そういうことで、今後、五年間にいわゆるハザードマップを作りながら整備をしていくということになれば、当然、これ避難場所といふものも、当然同じスライドをして、どうしていくかということをこれ考えて同時進行でいかないかぬと思うんですけれども、ここへ辺りはどういうふうな指導をしていくのか、あるいは国がそれじゃどういう支援体制がなされておるのか、それじや自分がこれまでのところはひどいと思います。

○大江康弘君 ということは、早くなるといふことにはなつておらず、これは法

書に遭われた方々には重要な情報になるわけでございますので、これは、ハザードマップ作成に当たりましては、その避難場所を適切に図示していく必要があります地城防災計画の中に位置付けていくことにかなり解説していくことを盛り込んでまいります。

これらはやはりある程度大きい川でなければ洪水

がかかるわけですからね、早急にこれ避難場所を移し替えなきやいかぬ。

だから、これはお金も要る話ですけれどもね、やはり私は、災害というものは待つてくれないわけですから、むしろこの部分を分かつた時点で早急にやっぱり自治体と連携を取りながらしっかりと指導していくことが大事だと思いますので、ひとつその点をやつていただきたいということ、これ局長、要望だけしておきます。

それで、大臣、これ町村が今度千百から二千三百の町村に対象が増えるということになります。今、町村はこれ合併をしたりということで、恐らくこれ五年以内ということになれば、この間の町村の数自体は減つてくるとは思うんです。だけれども、やはりその合併でいろいろごたごたござたあつたりとかいうのがこれはもう常であります。そこで、そういう中で、それじや、このことをどう自治体に徹底をさせていくのかということになれば、これはやっぱり私は、大臣、しっかりと国が行政指導をするなり協力を求めるなりといふことをやっぱり強い指導力でやっていかな、私は達成というの是非常に、まあ五年という幅を持つべきましては、やはりハザードマップを作る段階で適切な場所がどうかという判断をしてハザードマップの中に生かしていくということが必要だと思います。

○大江康弘君 当然これハザードマップを作るときになればそういうことが現実となつて分かつてくるわけですから、結局分からずすることがこれ目的で、そのときに、何かあつたときについにから心構えをどうしていくかということをやっぱり作ることもこれ目的でこういうこともされると思うんですけれども。

ですから、結局、新潟のように、それじや自分がこれから来れば一番先に浸水するんじゃないかなつておるのか。いわゆる市町村に対してもどういふふうに、これ自治体にこのことの協力や指導を求めていくのか、ちょっととお答えいただければ有り難いです。

○国務大臣(北側一雄君) 先ほど河川局長が答弁しましたように、必ずしも地方自治体の方では、情報力、情報また技術等々から見て、そうしたハザードマップを作るだけの準備といいますか、力がないというところもあるわけでございまして、各方面ごとに御承知のとおり整備局もございまして、河川事務所もございます。そういう整備局、河川事務所の職員がしっかりと市町村の担当部局と連携を密にいたしまして、このハザードマップ

の作成、しっかりと強力に進めさせていただきたい

そのためには、先ほど河川局長が申し述べておられますように、技術的な支援、これもしっかりとさせていただきたいと思いますし、また財政面での支援につきましても進めさせていただきたい。ハザードマップを作成する意欲があるにもかかわらず、様々な障害があつてできないということがないように国としてはバックアップをさせていただきたいと思っております。

○大江康弘君 よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

次に、この水防団のことですが、私の地元では水防団というのがありませんから、ちょっとこれイメージとしてなかなかちよつと分からぬわけあります。ですから、ない県の人間が余りこの議論をするということは、ちょっと私もする側として少し違和感を感じるんですけど、これはこれなりに歴史があつてやつてきたことだというふうに思うわけです。ちょっととこの水防団のことについて簡単に局長、説明していただけますか。

○政府参考人(清治真人君) 水防団、専任の水防団というか、水防を専任にしております水防団というのは、現在二十九の水防管理団体がございまして、約一万六千人おります。

和歌山には水防団はないということでありましたが、すぐ近くの大坂の、先ほどお話出ていましたが、淀川の左右岸でありますとか大和川、こういうところには、以前から水害に苦しめられた歴史があるということでありまして、水防団がございます。

これらの水防団というのは、村落などを中心と

する伝統的な自治組織によって運営し発展してき

たものでございます。そういうような歴史的な経緯から、河川ごとにその形態も異なつてゐるわけ

でございますが、それらを水防法制定の時期にや

はり法的な位置付けを持つて強力に水防活動が行

えるようにしていこうと、こういうことで始まつたものでござります。

○大江康弘君 やはりその経過を聞けば、やつぱり一番地元をよく知っているんですね、こういう

皆さんには、我々、消防団も、地元もそうですけれども。ですから、私はこういうことがないところの県の人間が軽はずみにこういうことを言うのはなんですか、今回改正をする、費用の面でも一日出れば約六千九百円、七千円、予備自衛官でも一日出れば約八千円近い日当が出るんですね。

金の問題じゃないです。金の問題じゃないですけれども、やはりその片っ方で仕事を持ちながら

片っ方でやつぱりこういう公的なボランティアとして頑張つてもらえるということになれば、私はその二千九百円というのが果たしてどうかというのを、今学生でも一時間マクドナルドでアルバイト行つたら千八百円もらうわけですね、これ。です

から、お金の問題じゃないですけれども、水防団はそれで、特にこれ個人には入らないと、何か団に入つて、それで団で何か慰労会をして終わりだ

というよな。まあ、それは使い方までどうせい

ということは、これは言いませんけれども。

だから私は、やつぱりもつとこういう地元をよく知る皆さん、後で水防協力のところでも言いますけれども、やつぱりボランティアも結構です、よそから来て、ただくことは結構ですけれども、

まずその地元をよく知る、人をよく知る、やっぱ

りこういう皆さんをどうしつかり体制を組んでい

くかということがます第一義的にやらなければいけない。その延長線上でこういう水防団といふものができ上がって発展をしてきたと、いうことに私はそれなりに解釈をするんですけれども、やはり地域で消防団の皆さん、兼ねている人もあると思ひます。

にこれはもう、やつぱり替われとも言いにくいくらいで、この村や町のこれ重鎮ですから、なかなかこれ言いにくい。だから、そこは分かるんです、

どちらも。ですから、私はこういうことがないところのいろんな災害の多面的にわたるそういういろんな被害ということを考えたときに、やつぱり余り幅広く地元をよく知るという立場の人たちであるということになれば、私はそういうことも考えていってもいいんじゃないかなと。

これは総務省との関係もありますから、一概に局長一人の個人の意見では、思ひませんけれども、実態を併せて、私が今申し上げているということは非常に暴論なのか、非現実的な話なのか、

ちょっと教えていただきたいと思います。

○政府参考人(清治真人君) 水防団は、今御指摘いたいたたのように、ボランティア的な思想の下に成り立つてきました。なぜかというと、これは、やはりその地域に住んでいらっしゃる方が自分たちの地域を守るために水防活動をしようということが原点にあるわけでございます。消防活動等につきまして、地域を守るという意味では共通点はござりますが、水防団、消防団のその確保が難しいという現状がございますので、その水防団、消防団と一緒に膨らんできているわけでございます。一方では、水防団、消防団のその確保が難しいという現状がございますので、その水防団、消防団と一緒に膨らんできることによって地域の減災に役立つかということで、その活動範囲としても、地域を守るという意味では共通点はござりますが、水災の防止という観点から申し上げますと、更に広いコミニティーの結束というものが重要になってくるわけでございます。そういう意味では地元をよく知っている人が水防団として活動することが望ましいわけでございます。

それは御指摘のとおりでありますので、これから水防団、消防団もなかなか団員が集まらないことがありますとか、いろんな面があるわけでございます。

そういう面で、水防団、消防団とは組織としては違いますが、連携をうまくすることによってその水災防止能力を幅広に高めていきたい、こういうイメージでいるわけでございます。

○大江康弘君 三重県の津がこの一本化をして成

功をされているということの報告を聞いたんですけど、水防団の皆さんはこれ、結構消防団だったら車がありますよね、分団で一台や二台持つて

いるわけなんです。しかし、水防団というのは車もない。だから自分の車で駆け付けて自分の車を使うという、もう本当にそういう意味では余り恵まれておらない中で頑張つておられるんだな

いことにも感じますから、やつぱりこういうことの体制も一回国交省としてもやつぱり考えてあげていただきたいというふうに思います。

それと今回、水防協力団体というものを制度化したということありますけれども、もう一つ交代されるのか分からんんですが、ちょっと簡単に教えてください。

○政府参考人(清治真人君) 水防協力団体につきましては、民間の主体である団体、例えばNPOでありますとか公益法人でありますとか、そういう方々の中に、災害時にいろいろな面から協力したいというボランティア思想なりその活動が非常になつて、どういう活動をすることによって地域の災害の警戒でありますとか、それから情報の関係でありますとか、それから避難をする際の支援でありますとか、いろんな面があるわけでございます。

ましては、今水害が起ころうとしているときの水災に役立つかということで、その活動範囲としましては、今水害が起ころうとしているときの水災の警戒でありますとか、それから情報の関係でありますとか、それから避難をする際の支援でありますとか、いろんな面があるわけでございます。

そういう面で、水防団、消防団とは組織としての連携をうまくすることによってその水災防止能力を幅広に高めていきたい、こういうイメージでいるわけでございます。

○大江康弘君 ということは、簡単に、地元の人

が中心なんですか。

○政府参考人(清治真人君) 地元の方の場合もあるかなか出ないのですか。

それで、十府県の中で今幾つかあるということは、確かにね、田舎へ行けば消防団長なんというの

が、もう七十になつたってこれはもう、声が出ないの

が重要になつてくると思いますが、その辺につきましては日々の活動の中で補強していければと思ひます。

かりれば、その地元でない方々も結局ボランティア的なNPOだとかそういう団体も想定をされ  
て、何か協力団体ということをイメージされてい  
るよう思うんですけども、私は、やっぱり先  
ほどから言つようになりますその地元をよく知る、  
まず地域をよく知る皆さんの中であつぱり横のつ  
まがりこいつらのところへつづいていくのです。

たから」といふものを持ち取つていくのがどうぞ  
今は、それは皆さんの頭の中に、例えば災害が  
起こつたら一番間に合うのはその地元の土建屋な  
んですね。だけど、土建屋は最近、手伝いに行け

と言つたつてボランティアなんかはこれなかなかやりたがらぬ。それはなぜかといつたら、仕事がよく、また、言葉もよく、ついてこない

ないし、余り言葉は悪いともうけさしても  
らつてない。だから、昔はある意味ではやっぱ  
りしつかりとそういう部分で仕事をやっておつた  
から、いざ鎌倉というときには、これはやっぱり  
お上こられて、也或こられて、これは質貰せないか

ぬという意識があつたんですけど、今、悲しいかな、そういうのないんですね。ないんですよ。  
だから、その中でこれ協力団体をつくっていくなんて、これじゃいつたん山吉志のように、まあそこはもう人がおりません、例えばそれじゃ、その孤立をしたところに行くとなつたときに、これ、道が崩れてきて行けない場合に、こんな協力団体

団体の制度をつくっていたつて現実に行けぬじやないですか。

だから、こういう形でいのちは、それはもううかれいなんですよ。その協力団体制度つくつてやるんだけって。だけど、実態をもつと見て、やっぱりまず足下をどう固めていく、まず足下をどうしつかりしていくということの方が私は大事ではないかなというふうに思うんで、私は、NPOのも有り難い、それはよそから来る人も有り難い、だけど、まず足下の体制をどうつくつていくのかということとを私は主眼に置いて、やっぱりそのところの

指導から入つて、やつぱりこれをせっかく制度化するんだつたら、しつかりと実のあるものにつくついていただきたいということを、もう時間がな  
いから(笑)」

いので要望いたくしておきます。

次に、この土砂災害の警戒区域について、先ほど少しありましたけれども、これは平成十一年か何かにできたそうですが、一体どんな背景でこの特別警戒区域とかこういうものができるがつてきたのか、ちょっと簡単に教えてください。

○政府参考人(清治真人君) 土砂災害防止法につきましては、きつかけとなりましたのは平成二十六年末にございました広島地方での大雨でござります。

このときに、広島市それから呉市、こういうところを中心にして大変な土砂害があつたわけ

壊百三十八戸という被害が生じたわけでありまして、これらの実態を踏まえまして、やはりその対策工事を実施していくハード面は重要でございますが、なかなか自力ではつきませんことは、

やはり人命、身体、こういうことを守るための警戒避難ということも併せて進めなければいけないと、こういう経緯からでてきたものでござります。

土砂災害だとか河川災害というものが、これなぜこのようになくなってしまったのかと。我々は、ついを何回も

降雨量が多いとかあるいは地球の温暖化の中で雨の降る降り方が変わってきたとかと、何かそういう部分の数字に目が向けられて、何かその

根本原因がちよつとどうも忘れがちじゃないかな  
というふうに思うんですけども。

ものをどう作り上げてきたのかという部分の中  
で、私は一〇〇%林野庁がやつてきたことは默認  
だつた、間違つたといつことは言いませんが、やつ  
ぱり、そこまでやつてきただけであります。

はりよく言われる杉ヒノキの植林政策、こういうことがいわゆる保水能力を高めるということに關しては非常にマイナスの要因を持つってきたんじゃないかというようなことも言われるんですけど、れども、私はやつぱり、川上である林野庁がやつぱり、今、鉄砲水を出したたり時水を出したりといふことで、川下にやはり考えられないような甚大な災害を起こしている原因をつくつてあるというふうに私は思うんですけれども、そこらは林野庁はどういうふうにとらえられておりますか。

○政府参考人(梶谷辰哉君) 戦後の造林政策についての御質問だと思いますけれども、戦後の造林

にござましては、戦中、戦後伐採跡地でありますとか荒廃地が存在して、災害防止の観点からこれらの方々の造林を進める必要があつたこと、それから戦後の経済発展というのがありまして、その中で人材需要が急増したこと、こういうことでございまして、

森林需要が急増したところに、こうしたこのように  
こたえるという観点から積極的な造林が行われてきました。その際、樹種としては成長が早くして利  
用価値に優れている、あるいは適地が多いという  
ことから杉、ヒノキなどの針葉樹が中心に造林さ  
れたという経過があります。

うことにつきましては下層植生が富んでいて、根がよく発達していく大小様々な生き物が土壤に存

○大江康弘君 在すると、こういうことを踏まえた対応が必要だというふうに思つております。そのためには人工林に、特に人工林におきましては間伐等の必要な手入れを行つていくことが極めて重要ではないかというふうに考えているところであります。

で考えないかぬと思うんです。  
大臣、和歌山なんかこれほど七〇%以上山  
なんですけれども、森林組合とか木材会社あるん  
で、木の出荷量が年々多くなっています。

自分でこの会社の家を鉄筋で建てているんです。それで木を使えとか、森林組合なんか鉄筋で事務所建てているんです。それで内地材を使えとか県産材で、こんな説得力のないことを見つかりません。それは公共事業でやつぱりいかに内地材を使わないかぬのかということは、これはやつぱり私は、単価が高くて結構的にそれは住民にいい意味で返るんだつたら、これはやつぱりそういうことの政策転換もこれしていかないかぬですけれども、やはりそういうことの指導というものを私は林野庁も怠ってきたんだ

じゃないかと。木を売るところの人間が鉄筋で家を建てて何が木を使えだと、こんなばかげた話

かたからそういうことをすつとあなたの方に説め  
てきた結果、結局、すべてが駄目だと言いません  
けれども。

福島県なんかに行けば、予防治山たるか復旧治山がある。林野庁の予算でやつてあるところがあるんです。人家の裏まで林野庁が出張つてきて、急傾斜を造つたりというようなことはもう僕はもういい加減やめなさいよ。やっぱり本来の山地灾害をどう防いでいくのかということの中、本來のやつぱり趣旨に僕はもう立ち返るべきだと。もう沙防事業は国交省に任せて、やつぱりそこの

すみ分けっていうのはこれ、何でこれできないのかな」というふうに思うんです。しかも、それ保安林と

いくということで、今、人家の裏に家の山あるつていつても、昔は自分とこの家の山がありましたけれども、今、山の持ち主と住んでる人が違うんですね。だからこれ、事業なんかもやりにくいやうでありますね。やっぱりそういう時代の変化もあるわけですから、私はもうそろそろ国交省との中で垣根を越えてお互いのすみ分けをするべきだと思うんですけれども、部長、ここらどうですか。

○政府参考人(梶谷辰哉君) 治山事業についてでありますけれども、これは森林の維持造成を通じて国土の保全、水源の涵養など森林の有する公益的機能の發揮を図るという事業であります。これらの機能を發揮する上で特に重要な保安林というものを対象に行つてきているところであります。

このような保安林といいますのは河川の下流にも存在しているということでありますんで、上流から下流に至る森林の整備、保全というものを進め、流域全体の森林の機能が効果的に確保されるよう努めているところであります。

したがいまして、人家の裏山でありますしても森林として保全し、斜面の崩壊を防止するということが適切な場合には、地元市町村からの要望も踏まえて治山事業を実施してきているという状況にあります。

今後とも、今委員の御指摘もありましたんで、治水事業との連携を強化いたしまして、効果的な対策の推進に努めてまいりたいというふうに思っています。

○大江康弘君 ありがとうございます。

ちょっととまた、ちょっとと本当に現実を見て、私はすべて否定しません、とにかく現実を一回見て、お金の有効的な使い方はやっぱりその地元にとって喜ばれる事業をどうするかということを考えいただきたいということを、要望だけをさせていただきたいと思います。

そこで、住宅局長にお聞きをしたいんですが、このいわゆる災害を未然に防ぐ、その下に家がある、そういう中で、かけ地災害の何か移転事業とちょっとと簡単に答弁をいただきたいんですが、このいわゆる災害を未然に防ぐ、その下に家がある、そういう中で、かけ地災害の何か移転事業とちょっとと答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(山本繁太郎君) かけ地近接等危険住宅移転事業の概要についてのお尋ねでございます。

この事業は、急傾斜地崩壊対策事業が行われない地域におきまして、かけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身が自ら住宅を移転しようとされる際に、これを助成して国民の命の安全を確保しようというものでござります。

助成の内容ですが、危険住宅の除却に要する費用、それから移転先の住宅の建設に要する資金の借入金の利子に相当する費用の一部を補助するものでございます。平成十七年度には国費で四億五千万円の予算を確保しております。地方公共団体、主として市町村ですが助成される場合に、その二分の一を補助するという制度でござります。

○大江康弘君 局長、これは僕はいい事業だと思うんです。だけれども、余り使われておらないと

いうことを聞く。それはまあ必要なければ一番いいんですけども、私はそうじやなくて、まあこれは国全般の制度で言えることなんですかねどちらの自治体というのは余りにも国の事業の中身、制度というのを知らな過ぎる。国が教えないのか、あるいはそれぞれの自治体がこういうことは何かいい制度ありませんかというのを、もう我々地方におった時分はもうどんどん國へ行って、いろんな、どんな制度があるか聞いてこいといふことをよく言つたものなんですかね、今回、そういう制度がありますから、私は非常に少ないといふことだと思います。

○政府参考人(谷口博昭君) お答えいたします。

全国に高速道路から市町村道まですべて百二十分キロ近く延長がございます。約七割が山地といふことで、脆弱な国土というようなことが言われているわけでございますが、道路災害が年々あるということをございますが、昨年は度重なる豪雨や地震等が頻発しました。したがって、のり面崩壊や路面陥没等の道路災害が全国で約二万五千か所、一昨年の約三・二倍というような発生状況でございます。

○政府参考人(谷口博昭君) お答えいたします。

今委員御指摘のよつて、道路災害による交通の寸断は、国民の生活、経済活動に影響を与える、特に中山間地においては車、道路に対する役割が非常に高いということでございますので重大な影響を与えるということで、道路防災対策は重要な

○委員長(田名部匡省君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、魚住裕一郎君が委員を辞任され、その補欠として鶴淵洋子君が選任されました。

○山本香苗君 公明党の山本香苗です。

先ほど来お話を出ておりますが、十八日、昨年十一月に設置されました豪雨災害対策総合政策委員会の最終提言というものがまとめられたわけでありますけれども、非常にあれは説得力のあるビデオであつたと思います。住民の皆さんも、非常に安全意識を高めるためにはやっぱり良かったんではないかなと、ある面良かったのではないかと思うんですけども。

先ほども少し触れましたけれども、やっぱり幹線道路にのり面のところで非常に危険なところがある。聞けば、その道路予算の中でやつておるようですねけれども、余り道路ののり面をしつかりと防災をしていくという部分に関しては、予算が限られておる中でだろうと思うんですけども、非常に少ない気もするんですけども、やっぱり道を寸断されたら行き来ができない。今、和歌山県でも昨年の災害からまだ復旧をしておるところが残つておるわけであります。全国になればもっと数が多いと思うんですけども、このいわゆる道路沿いにあるこののり面の災害対策、土砂対策というのはどういうふうになつておるのか、ちょっとと局長、聞かせてください。

○政府参考人(清治真人君) 土砂害につきまして、人命、財産を守るとか国土を保全していくのは国土交通省の行政の中では重要な課題であると、行政であるというふうに考えておりますが、なお山林がしつかり保全されているということも、この土砂害、流木等を考えますと重要な国土保全ということになろうかと思います。

従前から治山と治水は一体のものとして進めていくことになつておるわけですが、この林野庁さんの方で実施していく事業と私どもの方で実施していく事業につきまして調整を十分図りまして、それらの成果が効果的に出てくるようにこれからも努めてまいりたいと思います。

○大江康弘君 終わります。

ありがとうございました。

ございますが、この提言におきましては、これまでの記録を超える降雨量、潮位、そういうたものが各地で観測されたとございましたが、昨年の一連の水害におきましてどれぐらい想定を上回るまでは被害を発生させないということだつたけれども、その記録を超える降水量、潮位、そういうたものが各地で観測されたとございましたが、昨年の一連の水害におきましてどれぐらい想定を上回るまでは被害を発生させないのが、お伺いいたします。

○政府参考人(清治真人君) 計画の外力を上回るような自然現象があつたかどうかということと、それから能力を上回るような降雨があつたかといふことと両方、超過洪水対策として考えていかなければならぬと思いますが、御指摘の内容が計画を上回つたかどうかということで申し上げますと、直轄の管理、大臣が直接管理している区間につきましては計画を上回るようなものはございませんでした。ただし、円山川等で破堤があつたわけでござりますが、これは河川の流下能力がまだ不十分であつたということによる破堤であつたわけでござります。

〔委員長退席、理事大江康弘君着席〕

それに対しまして、中小河川、県が管理している河川につきましては、計画をオーバーしたものが二十河川、これは、全数調査するというのは、非常に小さな河川とか二つ三つ一緒に超過しているところとかありますので困難でありましたので、事業として、災害復旧成事業ですとか激甚災害対策特別緊急事業、こういうものの対象になつた河川を調べたわけでござりますが、それは二十河川ございました。その中で、降水量が計画を上回つた河川が十三河川でございます。さるに、流量が上回つた河川としましては十一河川ございました。

○山本香苗君 いろいろと要件を掛けて狭めただけでもそれだけたくさんあつたという状況であるわけでございますが、この提言におきましては、先ほど大臣からも物的なもので抑えられるようなものという、すべて抑えられるわけではないんだというお話をございましたが、一つ発想の転換と、いうか、今までの、従前の災害対策の基本的な考え方というのはいわゆる施設設計の基となる外力までは被害を発生させないということだつたけれども、

ども、これからは自然の外力は施設能力を超える可能性があることを指摘しております。

そうした上で、こうした場合にもきちんと対応できるようあらかじめ危機管理体制を構築すべきだということを提言しておりますが、このあらかじめ危機管理体制を構築するといった場合に、国土交通省としてこの提言を受けてどういったことをイメージしてこれから取り組もうとお考えなのか、お伺いさせていただきます。

○政府参考人(清治真人君) 情報関係の強化というものは当然必要なわけでございますが、そのほかに、実際に計画を上回るような外力が働いたときに緊急的に対応できるような応援体制、例えば広域的に資器材で応援する、あるいは人的に応援する、それからその災害のいろいろな局面、水害を迎えているとき、それから復旧・復興段階、いろいろあると思います。

そういうところでどのような活動、どのような支援が必要かということを從前から検討していくことによつてかなり効果的な災害対応ができるんじゃないかなと、このように考えておりますので、危機管理体制の強化もございますが、いつたんそういう災害が起つたときにどのような活動が必要で、どのような体制でふだんから臨んでいくことが必要かということにつきまして、国、地方、それから地域の方々と一緒になつて考えるようにしていくことが重要かと思います。

○山本香苗君 大臣にちよつとお伺いしたいんですが、今、清治局長の方からいろいろ御説明いたしましたけれども、今回の提言というものは、報道によりますと、さつき大江理事の方からもお話をありましたけれども、高度経済成長以降の河川行政を根本的に変えるものというふうに書かれていますが、これを受けまして、具体的な制度改正、どういったことを視野に入れていらつしやるのか。その同じ記事では河川法の改めに着手するということも書いてございましたけれども、そのようなことをお考えいらっしゃる

のか。  
この委員会を立ち上げるに当たりまして、ちょうど去年十月にこのことを質問したときに、想定を上回ったことが多かつたんじやないかと、やっぱり計画も見直して、すべて見直すということをやつたらどうかと言つたら、こういう委員会を立ち上げたから、ここでしつかり検討してもらうからという形で、最終的にこの四月十八日に出でたものを受け、大臣としてはどういうふうに具体的にお取り組みになるのか、その御決意をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(北側 雄君) 今この委員会で御審議いただいております水防法等の改正法案でございまが、例えばハザードマップ、全国展開すると。これにつきましては、昨年十一月にこの委員会を立ち上げて、そして十二月に緊急にやるべき事項として取りまとめていただいたものの中に、このハザードマップの全国展開というのが御提言いただいているわけでございます。そういう意味では今回の水防法の改正につながっている提言を昨年の十二月段階でちょうどだいをしていたわけでございます。

さらに、先般取りまとめをいたしましたのは、そういうすぐにやるべきこととともに、中長期的にこの豪雨災害対策としてどういうことが大事なのか、その方向性、基本的な考え方、治水対策の在り方ということを広く御検討いただきまして、先般取りまとめをいただいたんです。

そこでの考え方は、まず減災ということを中心置いていただいた提言になっております。やはり我が国のこの水害、風水害というのは、もちろんこれはもうない方がいいに決まっているわけでございますが、これからもこうした水害というのは当然あるという前提に立つた上で、避けられないというふうに考えた上で、いかにその際に被害を少なくしていくれるのかという、こういう減災とすべしといふことが一つでございます。

さらに、これまでどちらかというと河川改修、

もちろん河川改修大事なんですよ。これからもしっかりとやつていきますけれども、こういう河川改修というハード対策が中心だったわけですが、やはりソフトの対策も大事だねと。ハードの方は時間も予算も掛かります。そういう意味で、ソフトの対策、今回のこのハザードマップについてもそうです。ですが、ソフトの対策をしっかりと災害対策の重要な柱として位置付けをしていくべきだと思います。

さらに、これから国土利用の在り方につきましては、またこの委員会・国土交通委員会・御議論いたくわけでございますが、これは河川整備等だけではなくて、社会資本整備の在り方そのものにつきましてこれから大きな転換のときにあるというふうに考えておりまして、これからやはり人口の減少時代に入つてまいります。また一方で高齢化が、本格的な高齢社会がこれからやつてくる。そういう中で、従来のようどんどんどんどん新たな開発をしていくという時代ではないよねと思います。

そういう中で、一つは既存のストックをやつぱりできるだけ有効に活用しましょう。例えばダムがあります。治水対策の関係で、ダムの運用につきましても、操作ルールにつきましても、できるだけ効果的にその機能を発揮していただけるような操作ルールの変更も柔軟に考えていくべきだなんだとか、さらには土地利用の在り方、單に河川整備だけの話ではなくて、その流域全体の土地利用の在り方との連携調整をしっかりとしていくべきではないかと、こうした非常にこれまでの災害対策とは少し違った新たな政策について御提言をいたいたいたと思っております。



付けはないけれども、市町村がそれらについて取り組んでいくようには県も国も支援していくという形を取っているわけありますが、なお、この法改正がなされた場合には義務付けという形でありますので、今後しっかりと取り組んでいく所存でございます。

○山本香苗君 日本共産党的仁比聰平でございます。

○仁比聰平君 終わります。

お手元に、国土交通省に取りまとめていただきました「平成十六年の災害発生状況」という資料をお配りをさせていただきました。（資料提示）これは二枚目を見ていただければお分かりのように、昨年起こりました一連の災害を取りまとめていただいたんです、四ページ以降に冬季風浪以降の一連の災害が、写真付き、数字も含めて紹介をされています。

私、これを拝見をして改めて、昨年の災害がどれほど甚大で、そして痛ましい犠牲を生み出してきたかという思いを強くいたしました。三ページ目に数字の集計がありますけれども、この豪雨災害等によってお亡くなりになった方、そして行方不明になられた方が二百三十五人に上ります。あわせて、床上、床下合わせての浸水戸数は、これ足しますと、十六万五千八戸という被害になつているわけですね。

このような一連の災害の重要な教訓は、私は、河川を取つてみますと、緊急点検の中でも九百七十五か所の要対策箇所が明らかとなつた、その中で、河川堤防や、河床のしゆんせつなどの防災対策が緊急の課題だ、ということが第一点。それでもう一方で、その整備が整わないまま実際に発災をした場合に、避難対策を十全ならしめるということにあると思います。同時に、新潟の中越地震やあるいは福岡の西方沖地震は、どんな災害がいつどこで起こるか分からんんだ、ということを改めて明らかにしたかと思います。

その中で、ハザードマップの自治体への義務付けを含めた今度の改正というのは、私、前向きな

第一歩だというふうに思つてているんですけども、このハザードマップを作成をしていく上で、川に関していいますと、流域全体として取り組んでいくことが必要かと思います。自治体が防災対策に真剣に取り組んで、平時からの体制をしっかりと不規則につくっていく上でも、予算措置やあるいは技術的な支援を含めて国がしっかりととしたインシアチブを取つていくことが必要かと思いますけれども、まず河川局長に、その点で国交省の取組、これからどんな取組を行うのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人（清治真人君） 今配付資料で御紹介

ありました、が、災害の形態もいろいろございます。出水も、これも梅雨、それから台風、それから土砂害、火山等もございます。こういうものはやはり流域全体として見ていかなければならないものだというふうに思つております。これまで流域全体として見ていかなければならぬ事業が行われるような工夫をしておりますし、また各流域には総合流域防災協議会というものを設置しまして、国、県、必要に応じて市町村、それから水害、土砂害等、いろんな災害についてその防止関係を協議していく場ができるてきております。

ハザードマップにつきましても、そういうよ

な全体を見ていく視点が重要だと思います。統合的なハザードマップなんかも目指していきたいと思

います、が、その中で、やはり取りあえず五年間

で重要なところについて、浸水想定区域でありますとか土砂災害警戒区域、こういうものの指定を急ぎまして、ハザードマップを作成していくためには財政的な支援も必要ということで、これらに

ついても新年度からは市町村に対しても財政支援

を講じれるようにしたところでございます。

○仁比聰平君 各地方整備局で災害情報普及支援

室というものが設置をされていると、あるいはハ

ザードマップの普及についても協議会を設立していく方向だというふうにお伺いをしていますけれども、技術的な支援の面やあるいは住民の地域防災力を引き出すという、そういうソフトの面併せて、こういう国の取組が行われると理解してよろしいんでしょうか。

○政府参考人（清治真人君） 浸水想定区域の調査

に当たつての技術的な支援につきましては、マニュアルを作成中でございます。これらについては、中小河川向きの形で、今あるものを再編するという作業になつてゐるわけですが、あわせて、ハザードマップの作成に当たつてのガイドラインというものにつきましても作業を進めておりまして、早々にその作業を完了させて、技術的な支援をしてまいりたいというふうに思つてゐるわけでございます。

○仁比聰平君 昨年の一連の災害の中では、河川

のほんらん等のほかに、高潮、高波による甚大な被害が、例えば瀬戸内海各地、高松を始め香川県や岡山県南部沿岸地域、そして広島県あるいは高知県などで起きました。

そこで、この高潮、高潮がどんな影響を与えるのかということを含めて港湾空港技術研究所が検討を進められておられると伺っていますけれども、港湾局に今の時点での検討の到達点、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人（鬼頭平三君） お尋ねのございまし

た港湾空港技術研究所におきましては、今御指摘

のありました高潮や高波を事前に予測をいたしまして浸水予測区域をシミュレーションするモデル

の開発を進めているところでございます。また、高潮の災害が発生をいたしましたときには、現地

に赴きまして潮位の観測記録あるいは浸水高さの測量等を通じましていろいろ検証をするというこ

とをしておりまして、昨年の累次の台風による高

潮灾害におきまして、延べ二十数名を超える職員を各港に派遣をいたしまして、データを収集

をしてモデルの検証あるいは精度の向上に努めて

いるというところでございます。

○政府参考人（鬼頭平三君） 今お話のありました

ように、高潮浸水予測区域というものはハザード

ログラムを活用することによりまして、委員の御指摘のありました、それぞれの場所場所で実際に即した高潮浸水予測区域図が作成できるようになります。こういった精度の高い高潮シミュレーションによって、このハザードマップを実際に作成をしていく上で、ハザードマップを実際に作成をしていく上でも、技術的な支援の面やあるいは住民の地域防災力を引き出すという、そういうソフトの面併せて、こういう国の取組が行われると理解してよろしいふうに思つております。

○仁比聰平君 平成十六年の三月に内閣府と海岸

省庁が共同で津波・高潮ハザードマップマニュアルというものを出していらっしゃいまして、その中で、ハザードマップを実際に作成をしていく上で重要な柱になるのが、今局長からもお話をありました浸水予測区域というものの検討になるのではないかと思うんですね。この浸水予測区域の検討が科学的で、そして住民にとつて実感と納得のいくものになることが、避難対策を十分ならしめるという上で本当に大事なことではないかと思うんです。

そこで、一つ例を紹介をしたいと思いますが、十六号、十八号で甚大な高潮被害の出た岡山県の倉敷市なんですが、ここ、水島港の西岸に当たる八幡という海岸がありまして、ここは堤防をはるかに越えて高波が越波をしました。その原因について住民の方々は、対岸に人工島ができる波が高くなつたと。台風の西南から来る暴風雨と波が人工島からの反射によって増幅され、大きな高潮になつたというふうにお訴えになつておられたんですね。

実は、高潮災害防止のための海岸の緊急点検と

いうのが、平成十一年の台風十八号で十二名の死者を出した熊本県不知火町の被害を受けて既に行われてきました。その中で点検結果を見ますと、

湾奥に位置して特に地盤が低い地域、これが全国に四百九か所あるというふうに報告をされている

わけです。そういった地域について、その被災のメカニズムを徹底して解明をして、それに沿つた対策、つまり防護施設の設備やあるいは避難対策、これを考えていくことが緊急に必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

マップを作成するに当たりまして最も基本的でかつ重要な事項でございます。

ただ、これについては通常、各海岸管理者の協力を得まして都道府県が行うということになつてございます。ただ、国におきましては、今御紹介のありましたように昨年の三月にハザードマップを作りましたので、その説明を通じて、具体的に浸水予測区域の検討方法などを海岸管理者等に示して理解を深める努力をしていけるところでございます。

さらには、國として今後、各地でもう既に作られておりますハザードマップの事例集とか、あるいは先ほども御紹介をいたしました港湾空港技術研究所における研究成果などについても、各地方整備局等を通じて海岸管理者に対して積極的に提供をするということによりまして、各地域で実情に応じた検討が進められるように支援をしていきたいというふうに考えております。

○仁比聰平君 今のお話、努力を強めていただきて、今は河川のハザードマップについての義務についても更に普及をしていけるように、熟していけるように努力をいただきたいと思います。

もう一点、土砂災害の問題についてなんですが、岡山県の玉野市で五名がお亡くなりになつた宇野七丁目という被災があつたのを覚えておいでかと思います。ここを始めとして七か所の現場は、当時危険地域に指定をされていなかつたんですね。また、大臣も調査に行かれたと思いますが、媛県の大生院、新居浜市の大生院という、松山自動車道を越えて土砂が襲つて四名の方々が亡くなつた。この被災地は、被災後の県の発表では危険地域外だというふうにされていました。ですが、私ちよつとどうなつていてかということを調べさせていただきましたら、実は昭和五十年ころに県の林務部の方では危険地域指定をしていたけれども、被災時の発表では、県の砂防課によつてそれが発表されたそうですが、危険地域

外というふうな発表がされていて、実際そういう状況ですから、その被災に遭われた集落の方々はございます。ただ、国におきましては、今御紹介のありましたように昨年の三月にハザードマップを作成しまして、それらの取組を進めているところ

でございます。また、洪水についても十三年に国

は三千五百三十七か所昨年ありまして、一方で林

野庁の把握をされる山地災害は八千百六十二か所

の被害が昨年起こつています。これがすべて住家

などの保全対象があるところではないとは思いま

すけれども、このようないい林野庁の所管をされてい

る山地災害の危険箇所、これがしつかりとハザ

ドマップのよくな形で、あるいは地域防災計画に

しつかり載せられるという形で住民に周知をさ

れ、そして対策が徹底されていくことが必

要ではないかと思いますが、林野庁にお尋ねをい

たします。

○政府参考人(梶谷辰哉君) 山地災害危険地区、

先生御案内のとおり、平成十五年度末現在、全国

で二十三万か所ということで指定されているわけ

でありますけれども、このようないい山地災害危険地

区につきまして地域住民に周知を図るということ

は極めて重要だというふうに考えておりまして、

都道府県を通じまして、関係市町村に対しまして

地元説明会の開催でありますとかパンフレットの

配布、標識の設置、これを行うよう取り組んでき

ているところであります。特に、災害発生多発期

であります五月、六月には山地灾害防止キャンペー

ンを実施いたしまして、山地災害危険地区の

存在と危険性、これにつきまして一層の周知徹底

を行つておられます。

○仁比聰平君 今後お話を聞いて、

このお話を、努力を強めていただきたいと思いま

す。

もう一点、土砂災害の問題についてなんですが、

岡山県の玉野市で五名がお亡くなりになつた

宇野七丁目という被災があつたのを覚えておいで

かと思います。ここを始めとして七か所の現場

は、当時危険地域に指定をされていなかつたんで

すね。

また、大臣も調査に行かれたと思いますが、愛

すい形で知らされる、伝わるということなしに、その努力を是非お願ひをしたいと思います。

最後に、内閣府においていただきました。中小

企業の今回の法改正に関しては私も第一歩だとい

うふうに思つてますけれども、高潮の対策の問

題あるいは今お話しいただいた土砂災害の危険箇

所の問題、それから、今日はお伺いできませんで

したが津波に対する対策の問題、この避難を十全

ならしめるという上ではまだまだたくさんの方の課題

があると思うんです。それについて政府全体として

いただいて質問を終わりたいと思います。

○政府参考人(柴田高博君) 御指摘いただきまし

たが、津波等の各種災害の関係、特に、とりわけ

津波災害の被害を軽減するためには、まず住民が

迅速かつ的確に避難していくことが非常に

重要でございます。

これは、平成十五年に東南海・南海地震の被害

想定を行いましたが、住民の避難意識が低い場合

には八千六百人津波でお亡くなりになりますが、

高い場合には三千三百人で済むと、五千人ほど死

者が異なるというようなことの被害想定が出てござります。

この住民の避難意識の向上のためには、先ほど

からずっと御議論になつてございますけれども、

住民自らが主体となつてハザードマップを作つて

いく、あるいは避難計画を作成していくといふこ

とが有効でございます。御指摘がありましたが、

十五年度には内閣府と国交省と農水省と一緒になり

まして津波、高潮のハザードマップマニュアルを

作成しまして、それらの取組を進めているところ

でございます。また、洪水についても十三年に国

土交通省がハザードマップを作られてございま

す。

また、津波の場合は避難が困難な場所もござい

ます。こういう場合には、避難場所の確保のため、津波の避難ビルというものが有効ではないかと考えてございます。これを新たに造るというこ

と、あるいは現在建つております既存の五階建て

だと三階建ての堅牢なビルを津波避難ビルに指

定するということ等でやつていくことでございま

すが、このガイドラインの作成の検討も現在行つ

てございます。また、津波の避難場所や危険地帯

を示す標識、これも全国的に標準化しようという

ことで取り組んでおるわけでございまして、日常

的な津波に対する意識啓発に努めてございます。

また、先月三十日に中央防災会議で地震防災戦

略を取りまとめました。この中で、津波被害軽減

のために、今後五年間で津波防災対策が必要なす

べての市町村において津波ハザードマップを作成

することを具体目標として設定いたしてございま

す。現在、一二%のところが作つてござります。

今後とも、関係省庁、自治体と連携を図りなが

ら、津波あるいは災害対策を推進してまいりたい

ために、今後五年間で津波防災対策が必要なす

べての市町村において津波ハザードマップを作成

することを具体目標として設定いたしてございま

す。

○仁比聰平君 そのような調査が住民に分かりやす

都道府県につきましても四月の十五日現在で七六%が完了しているということでありまして、今年度の出水期までにはすべて対応するということでございますが、これらはいずれも目視による緊急点検でございますので、それだけでは十分管理施設の安全性が把握できないであろうということですから堤防を強化していくための対策のガイドラインを発しております。これらに基づいて、今後、堤防等の強化に必要な対策、これらを講じていいるようにしてまいりたいと思いますし、堤防の管理の充実にもそれらの調査結果を役立ててお伺いをしていきたいと思つております。

○渕上貞雄君 次に、改正水防法の施策の効果についてお伺いをいたしますが、二〇〇一年の六月、改正水防法の施行後三年が経過をいたしました。昨年の七月以降は一連の水害が多発をいたしまして甚大な被害が発生をしていますが、改正水防法に基づいて講じられた水災被害の防止軽減施策は、今回の被害の発生を抑止をする上でどの程度効果があつたのか、お尋ねをいたします。

○政府参考人(清治真人君) 平成十三年度、二〇〇一年の水防法改正におきまして、浸水想定区域の指定などということ、それからハザードマップを作成していくことに努めることで改正されたわけでございます。

これらの法改正を受けまして、洪水予報河川につきましてはかなりの部分、浸水想定区域の指定等の作業がなされてきておつたわけでございまして、それについては実際にも災害対策の活動に生かされたということを聞いておりますし、また避難勧告を発する場合に、その対象区域を特定していく場合にも役に立つた、それから避難場所の指定をしていく場合にも有効であつたというようなことが市町村から出されております。

ただし、昨年の水害で中小河川の破堤等で大きな災害があつた、それに関係した十市六町ござりますが、第一次的な責任は市町村長が取る、第二次的には都道府県であるということになつていて義務付けられていなかつたところもあります

し、まだできていなかつたところもございます。そういう問題が出てまいりましたので、今回の法改正によりまして義務付けあるいは財政的な支援、こういうところを法改正によりまして推進できるようにしたいと思っているわけでございます。

○渕上貞雄君 今も少し答弁がございましたが、これは今回の改正の施行によつて講じられた施策は、水害等の被害発生に関する程度防止軽減効果があるとお考えになつていますか。

○政府参考人(清治真人君) 今回の水防法並びに土砂災害防止法の改正に当たりましては、浸水想定区域を指定する河川を更に重要な中小河川まで広げていくこともありますし、それからハザードマップの義務付け、それに加えまして、地下街の問題あるいは災害時の要援護者がたくさんいらっしゃる施設、こういうものについて地域防災計画に位置付けて、そこには確実に情報が伝わるようにしていきたいということでありますとか、それから水防活動についても、水防協力団体を創設することによって幅広い効果的な水防活動が展開できるようにしていきたい。これらがなされた場合には、地域の水災防止能力というのはかなり高まっていくものというふうに期待しているわけでございます。

○渕上貞雄君 水位情報の通知先の問題についてお伺いをいたしますが、国土交通大臣が指定をし

た水位情報の通知等を行う河川における水位情報の共有、伝達はどのようになるんでございましょうか。

○政府参考人(清治真人君) 今回の法の改正と関連するところもございますが、この由良川の問題につきましては、地元の方でなくして、道路を通過する方々がやはり情報がうまく伝わらなかつたところが反省点であつたわけでございます。

それで、地元では由良川下流部緊急水防災対策協議会というのを設置しまして、これは道路管理者、河川管理者、それから警察とか自衛隊も含めて協議する場をつくつておりまして、情報の伝達、共有、それから対策、これに生かしていく

いということありますですが、具体的な例、ちょっと申し上げますと、河川の方で把握しておりますリアルタイムの画像情報がございます。どこの道路が水つき始めたというようなところがある程度の範囲が把握できるわけでございます。こういう

提供等も必要なわけでありますし、今御指摘のように、迅速で確実な情報伝達というのは避難等に對しても非常に重要になつてくるわけであります。

○渕上貞雄君 今も少し答弁がございましたが、これは水害等の被害発生に関する程度防止軽減効果があるとお考えになつていますか。

○政府参考人(清治真人君) 今回の水防法並びに土砂災害防止法の改正に当たりましては、浸水想定区域を指定する河川を更に重要な中小河川まで広げていくこともありますし、それからハザードマップの義務付け、それに加えまして、地下街の問題あるいは災害時の要援護者がたくさんいらっしゃる施設、こういうものについて地域防災計画に位置付けて、そこには確実に情報が伝わるようにしていきたいということにしておきます。

○渕上貞雄君 検討して、ひとつよろしくお願ひを申し上げておきたいと思います。

次に、情報の共有と伝達について、具体的な事例に照らし合わせてお伺いをいたしますが、昨年の十月二十九日発生をいたしました由良川洪水時、情報の共有が必要もしもスマートにいかず、観光バスが水没をし、三十七名が取り残されるといふ事故が発生をいたしました。幸いにも三十七名は無事救出をされました。幸いにも三十七名

は無事救出をされました。幸いにも三十七名

いますが、これは地下空間の管理者に対しても今回義務付けをしようということあります。

それから、市町村地域防災計画にもこの情報が確実に伝わるよう位置付けていくということにしているわけでございますが、現在のところ、この避難確保計画が作成されているところは一部東京等でございますが、今回の法改正を受けまして、その促進を図るためにやはり作成するときの手引みたいなものが必要になつてまいりますが、

これについては昨年作成してございましたので、それらの周知を図ることによりまして支援を講じてまいりたいと思います。

○渕上貞雄君 最後の質問ですが、避難確保計画の公表方法についてお伺いをいたします。

地下街等の所有者に義務付けられている避難確保計画の公表については、その具体的な内容と方

法をどのように想定をしておられましようか。

○政府参考人(清治眞人君) 避難確保計画の中に位置付けてもらいたいと思っておりますのは、一

つは、地下空間に浸水が生しないような施設を造つていくという、その施設の整備計画に関するこ

とは入れていただきなければならないと思つております。あわせて、日ごろからの防災体制、そ

れから避難誘導の仕方、それからそれらをふだんから職員等に周知させるための防災教育でありますとか、それから一般の方々にも知つていただきような訓練だとか、こういうことが必要かと思ひます。

彼らをどのようにして知つていただくかといふことではありますが、これは、例えばパンフレットにして地下街の利用者に知つてもらうようにするとか、インターネットでそれを発していくとか、それから実際に地下空間の中に掲示板等を設けましてそこに掲載するとか、いろいろな方策を講じてその周知に努めていくことが必要ではないかと思つております。

○委員長(田名部匡省君) 他に御発言もないよう

ですから、本案に対する質疑は終局したものと認

めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もな

いようですから、これより直ちに採決に入ります。

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災

害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する

法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田名部匡省君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、佐藤君から発言を求められております

ので、これを許します。佐藤雄平君。

○佐藤雄平君 私は、ただいま可決されました水

防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防

止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明

党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各派

共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

水防法及び土砂災害警戒区域等における  
土砂災害防止対策の推進に関する法律の  
一部を改正する法律案に対する附帯決議  
(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につ  
いて適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを  
期すべきである。

一、災害の発生が懸念される中小河川等におけ  
る堤防、護岸等要対策箇所の整備が適切かつ  
早急に進められるよう、地方公共団体への支

援の充実に努めること。

二、洪水時における水防防止体制を充実・強化  
するため、一層の水防団員の確保及び水防團

と水防協力団体との連携強化に向けた取組を  
進めること。また、水防団員の待遇も含め水

防活動の充実方策について検討すること。

三、洪水及び土砂災害の被害の軽減に資するた  
め、地域特性に応じたハザードマップの作成  
及びその周知徹底が図られるよう、関係地方

公共団体への積極的な助言・支援等に努めること。なお、高齢者、障害者、乳幼児等の特

に防災上の配慮をする者について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、情報の確実な伝達、避難誘導等の措置に万全を期すことを。

四、土砂災害防止対策について、住民の理解を深める一方、都道府県の基礎調査に対する支

援等に努め、土砂災害警戒区域及び同特別警

戒区域の指定を促進するとともに、その後の総合的な対策が速やかに実施されるよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、各位の御賛同をお願いいたします。

以上。

○委員長(田名部匡省君) ただいま佐藤君から提

出されました附帯決議案を議題とし、採決を行

ます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田名部匡省君) 全会一致と認めます。

よつて、佐藤君提出の附帯決議案は全会一致を

もつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

大変にありがとうございました。

○委員長(田名部匡省君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田名部匡省君) 御異議ないと認め、さ

う決定いたします。

○委員長(田名部匡省君) 都市鉄道等利便増進法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。北側国土

交通大臣。

○国務大臣(北側一雄君) ただいま議題となりました都市鉄道等利便増進法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

我が国においては、三大都市圏その他政令指定都市を中心とした大都市圏が形成されており、その社会経済活動は我が国の活力の源泉となつております。その中で、我が国の大都市圏は、世界に類を見ない規模及び頻度で利用されれており、都市の社会経済活動を支える上で大きな役割を果たしております。そこで、我が国の大都市圏は、世界に類を見ない規模及び頻度で利用されられており、都市の社会経済活動を支える上で大きな役割を果たしております。そこで、我が国の大都市圏は、世界に類を見ない規模及び頻度で利用されられており、都市の社会経済活動を支える上で大きな役割を果たしております。

都市鉄道については、これまで、増大する輸送需要への対応を主眼とした整備が多数の鉄道事業者によりそれぞれ進められてきた結果、そのネットワークは相当程度拡充されてまいりました。しかししながら、その反面、他の鉄道事業者の路線との接続の不備混雑時間帯における速度の低下、駅とその周辺との一体的な整備の欠如といった質の面における課題がなお見られるとともに、近年の輸送需要の頭打ちによる投資の抑制、市街地の熟成による関係者の利害調整の困難化から、これらの課題に対応した都市鉄道等の整備が自発的に行われることは困難となつております。

こうした状況を踏まえ、既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う都市鉄道利便増進事業を円滑に実施し、併せて交通結節機能の高度化を図るた

めに必要な措置を定めることにより、都市鉄道等

の利用者の利便を増進するための法律案をこのたび提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、国土交通大臣は、都市鉄道等の利用者の利便の増進を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めることとしております。

第二に、目的地到達までの時間の短縮を図るために、都市鉄道施設の整備主体及び営業主体が協議により作成した計画について、国土交通大臣がこれを認定する制度を創設するとともに、国土交通大臣の認定を受けたときは、

鉄道事業法の許可又は軌道法の特許とみなすといたった法律の特例を設けております。

第三に、交通結節機能の高度化を図るため、都道府県が組織する協議会において作成した計画について、国土交通大臣がこれを認定する制度を創設するとともに、認定を受けた計画において駅施設の整備等を行うこととされた者は、この計画に従い、当該駅施設の整備等を行わなければならぬこととしております。また、国土交通大臣の認定を受けたときは、この計画に基づく都市計画決定手続の実施を義務付けるといった都市計画法の特例等を設けております。

以上がこの法律案を提案する理由でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(田名部匡省君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

四月二十一日本委員会に左の案件が付託された。

## 一、都市鉄道等利便増進法案

都市鉄道等利便増進法  
都市鉄道等利便増進法

### 目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 基本方針(第三条)
第三章 速達性の向上(第四条→第十一条)
第四章 交通結節機能の高度化(第十二条→第十二条)
第五章 雜則(第二十三条→第二十九条)
第六章 詐則(第三十条・第三十一条)
附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、都市鉄道のネットワークが相当程度拡充されている現状において、その

ネットワークを有機的に活用して都市鉄道の機能の高度化を図るために必要な都市鉄道施設の整備等を促進することにより都市鉄道等の利用者

の利便を増進することの重要性が増大していることにかんがみ、既存の都市鉄道施設を有効

活用しつつ行う都市鉄道利便増進事業を円滑に実施し、併せて交通結節機能の高度化を図るために必要な措置を定めることにより、都市鉄道

等の利用者の利便を増進し、もつて活力ある都

市活動及びよりのある都市生活の実現に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 都市鉄道 大都市圏(活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与するたる鉄道(軌道を含む。以下この号において同じ。))の利用者の利便を増進することが特に必要なものとして国土交通省令で定める大都市

及びその周辺の地域をいう。)における旅客輸送の用に供する鉄道をいう。

## 二、都市鉄道等 利便増進法

都市鉄道施設、駅附帯施設(第4号に規定する駅附帯施設をいう。)及び駅周辺施設により提供される人の移動のための交通手段の総体をいう。

### 三、都市鉄道施設

都市鉄道に係る鉄道施設(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道施設を含む。以下同じ。)をいう。

### 四、駅施設

都市鉄道に係る駅(鉄道施設のうち、停車場として旅客の乗降、待合いその他

の用に供するものをいう。以下同じ。)及び駅附帯施設(駅に附帯し、当該駅の利用の円滑化に不可欠なものとして国土交通省令で定め

る通路その他の施設をいう。)をいう。

### 五、駅周辺施設

駅施設の周辺にあり、当該駅施設の利用の円滑化に資するものとして国土交通省令で定める駅前広場その他の施設をいう。

### 六、都市鉄道利便増進事業 速達性向上事業及び駅施設利用円滑化事業

既存の都市鉄道施設の間を連絡する新線の建設その他の国土交通省令で定める既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う都市鉄道施設の整備及び当該整備に係る都市鉄道施設の営業(鉄道事業法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業若しくは同条第三項に規定する第二種鉄道事業又は軌道法による軌道事業として行われる営業をいう。以下同じ。)により、目的地に到達するまでに要する時間の短縮を図り、もつて都市鉄道の利用者の利便を増進する事業であつて、当該整備を行つ者に支払うものとして第三章の規定により行われるものをいう。

### 七、速達性向上事業

既存の都市鉄道施設の間を連絡する新線の建設その他の国土交通省令で定める既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う都市鉄道施設の整備及び当該整備に係る都市鉄道施設の営業(鉄道事業法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業若しくは同条第三項に規定する第二種鉄道事業又は軌道法による軌道事業として行われる営業をいう。以下同じ。)により、目的地に到達するまでに要する時間の短縮を図り、もつて都市鉄道の利用者の利便を増進する事業であつて、当該整備を行つ者が、当該整備に要する費用を基準とし、当該営業により受けける利益を勘案して決定される当該都市鉄道施設の使用料を当該整備を行つ者に支払うものとして第三章の規定により行われるものをいう。

### 八、駅施設利用円滑化事業

既存の駅施設における乗継ぎを円滑にするための経路の改善その

## 三、他の国土交通省令で定める既存の駅施設を有効活用しつつ行う駅施設の整備、鉄道線路の配置の変更その他の駅施設の整備に併せて行われる鉄道施設の変更を含む。以下同じ。)

及び当該整備に係る駅施設の営業により、駅施設における乗継ぎに要する時間の短縮その他の駅施設の利用の円滑化を図り、もつて都

市鉄道の利用者の利便を増進する事業であつて、当該営業を行う者が、当該整備に要する費用を基準とし、当該営業により受けれる利益を勘案して決定される当該駅施設の使用料を

当該整備を行つ者に支払うものとして第四章の規定により行われるものをいう。

### 九、都市計画決定権者

都市計画法(昭和四十年法律第二百号)第十五条第一項の規定により同項に規定する都市計画を定める指定都市(同法第二十二条第一項の場合は、同項の規定により同項に規定する国土交通大臣(同法第八十七条の二第一項の規定により同項の場合は、同項の規定により同項に規定する都道府県若しくは市町村)を勘案して決定される当該駅施設の使用料を

当該整備を行つ者に支払うものとして第四章の規定により行われるものをいう。

### 十、都市計画決定権者

都市計画法(昭和四十年法律第二百号)第十五条第一項の規定により同項に規定する国土交通大臣(同法第八十七条の二第一項の規定により同項に規定する都道府県若しくは市町村)を勘案して決定される当該駅施設の使用料を

当該整備を行つ者に支払うものとして第四章の規定により行われるものをいう。

### 十一、都市計画決定権者

都市計画法(昭和四十年法律第二百号)第十五条第一項の規定により同項に規定する国土交通大臣(同法第八十七条の二第一項の規定により同項に規定する都道府県若しくは市町村)を勘案して決定される当該駅施設の使用料を

当該整備を行つ者に支払うものとして第四章の規定により行われるものをいう。

### 十二、都市計画決定権者

都市計画法(昭和四十年法律第二百号)第十五条第一項の規定により同項に規定する国土交通大臣(同法第八十七条の二第一項の規定により同項に規定する都道府県若しくは市町村)を勘案して決定される当該駅施設の使用料を

当該整備を行つ者に支払うものとして第四章の規定により行われるものをいう。

### 十三、都市計画決定権者

都市計画法(昭和四十年法律第二百号)第十五条第一項の規定により同項に規定する国土交通大臣(同法第八十七条の二第一項の規定により同項に規定する都道府県若しくは市町村)を勘案して決定される当該駅施設の使用料を

当該整備を行つ者に支払うものとして第四章の規定により行われるものをいう。

### 十四、都市計画決定権者

都市計画法(昭和四十年法律第二百号)第十五条第一項の規定により同項に規定する国土交通大臣(同法第八十七条の二第一項の規定により同項に規定する都道府県若しくは市町村)を勘案して決定される当該駅施設の使用料を

当該整備を行つ者に支払うものとして第四章の規定により行われるものをいう。

### 十五、都市計画決定権者

都市計画法(昭和四十年法律第二百号)第十五条第一項の規定により同項に規定する国土交通大臣(同法第八十七条の二第一項の規定により同項に規定する都道府県若しくは市町村)を勘案して決定される当該駅施設の使用料を

定する交通結節機能高度化構想並びに第十四条第一項に規定する交通結節機能高度化計画の作成に関する基本的な事項
四 都市鉄道等の利用者の利便の増進のための施策に関する基本的な事項その他都市鉄道等の利用者の利便の増進に関する事項
3 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
(整備構想及び営業構想)

第三章 速達性の向上
------------

第四条 速達性向上事業として都市鉄道施設の整備を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市鉄道施設の整備に関する構想(以下「整備構想」という)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。
2 速達性向上事業として都市鉄道施設の営業を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市鉄道施設の営業に関する構想(以下「営業構想」という)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。
3 整備構想及び営業構想には、次に掲げる事項(営業構想にあつては、第二号及び第四号に掲げる事項を除く。)の概要を記載しなければならない。
一 速達性向上事業を実施する区域
二 速達性向上事業の内容
三 都市鉄道施設の整備に要する期間
四 都市鉄道施設の整備に要する費用の額
五 速達性向上事業の効果
六 速達性向上事業と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、その内容
七 鉄道事業法第三条第一項の規定による鉄道事業の許可を要するものにあつては、その種別
八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令

4 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定による認定の申請があつた場合において、その整備構想又は営業構想が基本方針に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
--

5 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを公表するものとする。
---

6 第四項の規定により整備構想の認定を受けた者は(次条第一項において「認定整備構想事業者」という。)又は営業構想の認定を受けた者(同条第一項において「認定営業構想事業者」という。)は、当該認定を受けた整備構想又は営業構想を変更しようとするときは、国土交通省令で定めたところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
---

7 第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。
-------------------------------

(速達性向上計画)
-----------

第五条 認定整備構想事業者及び認定営業構想事業者(以下「認定構想事業者」と総称する。)は、国土交通大臣の指定する期限までに、認定を受けることとする。
--

第六条 国土交通大臣は、認定構想事業者の間ににおいて、速達性向上事業に関し、認定構想事業者のいすれかが前条第一項の規定による速達性向上計画の作成に当たつての協議に係る裁定等)
---

第七条 認定速達性向上事業者は、認定速達性向上計画(以下「認定速達性向上計画」という。)を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
---

第八条 国土交通大臣は、認定速達性向上事業者が正当な理由がなく認定速達性向上計画に従つて速達性向上事業を実施していないと認めるときは、当該認定速達性向上計画に従つて当該速達性向上事業を実施すべきことを勧告することができない。
--

第九条 前各号に掲げるもののはか、国土交通省令で定める事項
-------------------------------

第十条 國土交通委員会会議第十三号 平成十七年四月二十一日 【参議院】
-------------------------------------

第十一章 附則
---------

八 鉄道事業法第三条第一項の規定による鉄道事業の許可を要するものにあつては、その種別
--

九 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
-----------------------------

第十一条 附則
---------

第十二条 附則
---------

第十三条 附則
---------

第十四条 附則
---------

第十五条 附則
---------

第十六条 附則
---------

第十七条 附則
---------

第十八条 附則
---------

第十九条 附則
---------

第二十条 附則
---------

第二十一条 附則
----------

第二十二条 附則
----------

第二十三条 附則
----------

第二十四条 附則
----------

第二十五条 附則
----------

第二十六条 附則
----------

第二十七条 附則
----------

第二十八条 附則
----------

第二十九条 附則
----------

第三十条 附則
---------

第三十一条 附則
----------

第三十二条 附則
----------

第三十三条 附則
----------

第三十四条 附則
----------

第三十五条 附則
----------

第三十六条 附則
----------

第三十七条 附則
----------

第三十八条 附則
----------

第三十九条 附則
----------

第四十条 附則
---------

第四十一条 附則
----------

第四十二条 附則
----------

第四十三条 附則
----------

第四十四条 附則
----------

第四十五条 附則
----------

第四十六条 附則
----------

第四十七条 附則
----------

第四十八条 附則
----------

第四十九条 附則
----------

第五十条 附則
---------

第五十一条 附則
----------

第五十二条 附則
----------

第五十三条 附則
----------

第五十四条 附則
----------

第五十五条 附則
----------

第五十六条 附則
----------

第五十七条 附則
----------

第五十八条 附則
----------

第五十九条 附則
----------

第六十条 附則
---------

第六十一条 附則
----------

第六十二条 附則
----------

第六十三条 附則
----------

第六十四条 附則
----------

第六十五条 附則
----------

第六十六条 附則
----------

第六十七条 附則

</tbl

けた認定速達性向上事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による勧告を

受けた認定速達性向上事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお正當な理由がなくその勧告に係る速達性向上事業を実施していないときは、当該認定速達性向上事業者に対して、その勧告に係る速達性向上事業を実施すべきことを命ずることができる。

#### (鉄道事業法の特例)

第九条 認定構想事業者が第五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により速達性向上計画の認定を受けたときは、当該速達性向上計画に記載された速達性向上事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の規定による許可又は同法第十五条第一項の規定による認可を受けなければならないものについては、当該許可又は認可を受けたものとみなす。

#### 2 認定速達性向上事業者は、鉄道事業法第七条

第一項の規定その他の国土交通省令で定める同法の規定に基づく申請又は届出に係る事項が認定速達性向上計画に記載された速達性向上事業に係るものであるときは、当該規定(これに基づく命令の規定を含む。)にかかわらず、当該申請又は届出に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の国土交通省令で定める簡略化された手続によることができる。

#### (軌道法の特例)

第十条 認定構想事業者が第五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により速達性向上計画の認定を受けたときは、当該速達性向上計画に記載された速達性向上事業と設された軌道を使用して旅客の運送を行う事業をいう。次項において同じ。)については、軌道

法第三条の規定による特許を受けたものとみなす。

2 國土交通大臣は、軌道整備事業又は軌道運送事業について特許がその効力を失い、又は取り消されたときは、当該特許がその効力を失い、若しくは取り消された軌道整備事業に係る軌道運送事業又は当該特許がその効力を失い、若しくは取り消された軌道運送事業に係る軌道整備事業の特許を取り消すことができる。

3 事業に係る速達性向上事業の実施の要請(実施されない場合は、当該特許がその効力を失い、若しくは取り消された軌道整備事業に係る軌道運送事業又は当該特許がその効力を失い、若しくは取り消された軌道運送事業に係る軌道整備事業の特許を取り消すことができる。

#### (速達性向上事業の実施の要請)

第十二条 地方公共団体は、鉄道事業者等(鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者、軌道法による軌道経営者又は都市鉄道施設の整備に係る事業を行なうその他の者をいう。以下同じ。)に対して、速達性向上事業の実施の要請(実施されている速達性向上事業を変更して実施することの要請を含む。)をすることができる。この場合においては、基本方針に即して、当該要請に係る速達性向上事業に関する計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

#### 2 前項の規定による要請を受けた者は、当該要請に基づき第四条第一項、第二項又は第六項の規定による認定の申請をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、これらの規定による認定の申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

#### 3 交通環境の改善に資する事業を行う特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条に規定する法人若しくはこれらの人間に準ずる団体又は鉄道事業者等は、地方公共団体に対して、第一項の規定による要請をすることを提案することができる。この場合には、基本方針に即して、当該提案に係る速達性向上事業に関する計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

#### 4 前項の規定による提案を受けた地方公共団体

は、必要に応じて、当該提案を踏まえ、第一項の規定による要請をするものとする。

4 前項の規定により交通結節機能高度化構想の同意を得た都道府県(以下「同意都道府県」という。)は、当該同意を得た交通結節機能高度化構想を変更しようとするときは、国土交通省令で定めることにより、国土交通大臣の同意を得なければならない。

#### (交通結節機能高度化構想)

第四章 交通結節機能の高度化

第十二条 都道府県は、その区域内の交通結節機能の高度化(駅施設における相当数の旅客の乗降及び乗継ぎがあることその他の国土交通省令で定める要件に該当する駅施設及び駅周辺施設(以下「交通結節施設」という。)における相当数の人の移動について、複数の交通手段の間を結ぶ機能を高度化すること)をいう。以下同じ。)を図るため、駅施設の整備を駅周辺施設の整備と一緒に進行することが特に必要であると認めるとときは、国土交通省令で定めるところにより、交通結節機能の高度化に関する構想(以下「交通結節機能高度化構想」という。)を作成して、国土交通大臣に協議し、その同意を求めることができる。

3 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

#### (協議会)

第十三条 同意都道府県は、前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により同意を得た交通結節機能高度化構想(次条第一項において「同意交通結節機能高度化構想」という。)に係る交通結節機能の高度化を図るために、駅施設の整備を駅周辺施設の整備と一緒に進行するために必要な協議を行うための協議会(以下単に「協議会」という。)を組織することができる。

#### 2 交通結節機能高度化構想には、次に掲げる事項の概要を記載しなければならない。

#### 2 項

#### 1 駅の名称

#### 2 駅施設の整備及び駅周辺施設の整備(以下「交通結節施設の整備」という。)を行うと見込まれる区域

#### 3 駅施設の整備を行うと見込まれる者

#### 4 同意都道府県その他の交通結節施設がその区域内に存する地方公共団体(当該地方公共団体以外の者が当該交通結節施設の整備のために行うために必要な協議を行うための協議会(以下単に「協議会」という。)を組織することができる。

#### 5 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

#### 1 駅施設の整備を行うと見込まれる者

#### 2 駅周辺施設の整備を行うと見込まれる者

#### 3 駅施設の営業を行うと見込まれる者

#### 4 同意都道府県その他の交通結節施設がその区域内に存する地方公共団体(当該地方公共団体以外の者が当該交通結節施設の整備のために行うために必要な協議を行うための協議会(以下単に「協議会」という。)を組織することができる。

#### 5 第一項の規定により協議会を組織する同意都道府県は、同項に規定する協議を行う旨を前項各号に掲げる者に通知するものとする。

#### 6 第一項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

#### 7 第一項の規定により協議会を組織する同意都道府県は、必要があると認めるときは、第二項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる

3 交通結節機能の高度化の効果

4 期間

5 駅施設の整備を行うと見込まれる者

6 駅周辺施設の整備を行うと見込まれる者

7 駅施設の営業を行うと見込まれる者

8 交通結節機能の高度化の効果

9 効果を十分に發揮させるための事業があるとき

10 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

11 國土交通大臣は、交通結節機能高度化構想が基本方針に適合するものであると認めるとき

12 前項の規定による提案を受けた地方公共団体は、その内容に即して、当該提案に係る速達性向上事業に関する計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

13 第一項の規定により協議会を組織する同意都道府県は、同項に規定する協議を行う旨を前項各号に掲げる者に通知するものとする。

14 第一項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

15 第一項の規定により協議会を組織する同意都道府県は、必要があると認めるときは、第二項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる



条第十二項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)において駅施設の整備若しくは営業又は駅周辺施設の整備を行うこととされた者は、当該認定交通結節機能高度化計画に従い、当該駅施設の整備若しくは営業又は駅周辺施設の整備を行わなければならぬ。

## (駅施設利用円滑化事業の実施に係る命令等)

第十七条 國土交通大臣は、認定駅施設利用円滑化事業者が正当な理由がなく認定交通結節機能高度化計画に従つて駅施設利用円滑化事業を実施していないと認めるときは、当該認定駅施設利用円滑化事業者に対して、当該認定交通結節機能高度化計画に従つて当該駅施設利用円滑化事業を実施すべきことを勧告することができた認定駅施設利用円滑化事業者がその勧告を受從わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による勧告を受けた認定駅施設利用円滑化事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る駅施設利用円滑化事業を実施しないときは、当該認定駅施設利用円滑化事業者に対して、その勧告に係る駅施設利用円滑化事業を実施すべきことを命ずることができる。

## (鉄道事業法の特例)

第十八条 認定駅施設利用円滑化事業者は、鉄道事業法第七条第一項の規定その他の國土交通省令で定める同法の規定に基づく申請又は届出に係る事項が認定交通結節機能高度化計画に記載された駅施設利用円滑化事業に係るものであるときは、当該規定(これに基づく命令の規定を含む)にかかわらず、当該申請又は届出に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の國土交通省令で定める簡略化された手続によることができる。

(都市計画法の特例)  
第十九条 第十四条第四項の規定により認定交通結節機能高度化計画に都市施設に関する都市計画に関する事項が記載されているときは、都市計画決定権者は、当該認定交通結節機能高度化計画に従つて当該都市施設に関する都市計画を作成して、同条第五項に規定する期限までに、都道府県都市計画審議会に付議するものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

第二十条 第十四条第六項の規定により認定交通結節機能高度化計画に都市施設に関する都市計画事業の施行予定者及び施行予定者である期間が記載されているときは、前条の規定により付議して定める都市計画には、都市計画法第十一条第二項又は第三項に定める事項のほか、当該認定交通結節機能高度化計画に従つて当該施行予定者及び施行予定者である期間を定めるものとする。

第二十一条 前条の規定により施行予定者として定められた者は、施行予定者である期間の満了の日までに、都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認の申請をしなければならない。ただし、当該日までに都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として國土交通省令で定めるものに着手しているときは、この限りでない。

## (交通結節機能高度化構想の提案)

第二十二条 鉄道事業者等、駅周辺施設の整備を行おうとする者、市町村(特別区を含む。)又は交通結節施設の利用に関し利害関係を有する者は、都道府県に対して、交通結節機能高度化構想を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る交通結節機能高度化構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた都道府県は、当該提案に基づき第十二条第一項の規定による協議をするか否かについて、遅滞なく、公表し

なければならない。この場合において、同項の規定による協議をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

## (努力義務)

第二十三条 國及び地方公共団体は、都市鉄道等の利用者の利便を増進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## (報告及び立入検査)

第二十五条 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、國土交通省令で定めることにより、認定速達性向上事業者若しくは認定駅施設利用円滑化事業者に対しても、都市鉄道利便増進事業に関し報告をさせ、又はその職員に、認定速達性向上事業者若しくは認定駅施設利用円滑化事業者の事業場若しくは事務所に立ち入り、都市鉄道利便増進事業に係る都市鉄道施設駅施設帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

2 国、地方公共団体、鉄道事業者等その他の関係者は、都市における鉄道施設、駅の施設及び駅周辺の施設の利用者の利便の増進を図るために、この法律に定めるもののほか、第十二条、第十三条、前条又は前三項の規定に準じて、これらを利用者の利便の増進を図る事業の実施の要請、都市における駅の施設の整備を駅周辺の施設の整備と一緒にするために必要な協議を行つたための体制の整備等に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (補助)

第二十六条 地方公共団体は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構その他の者(以下「機構等」という。)が都市鉄道利便増進事業として行う都市鉄道施設又は駅施設の整備に要する費用を、当該都市鉄道施設又は駅施設の営業を行つ者が当該営業により受ける利益のみで賄うことのできないと認めるときは、機構等に對して、当該費用の一部を補助することができる。

2 機構等は、前項の補助を受けようとするときは、毎年度、あらかじめ、同項の都市鉄道利便増進事業の当該年度における内容及びこれに

する費用について、同項の地方公共団体と協議しなければならない。

## (報告及び立入検査)

第二十五条 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、國土交通省令で定めることにより、認定速達性向上事業者若しくは認定駅施設利用円滑化事業者に対しても、都市鉄道利便増進事業に関し報告をさせ、又はその職員に、認定速達性向上事業者若しくは認定駅施設利用円滑化事業者の事業場若しくは事務所に立ち入り、都市鉄道利便増進事業に係る都市鉄道施設駅施設帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第二条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (大都市の特例)

第二十六条 この法律の規定により都道府県が管理することとされている事務は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

(権限の委任)

第二十七条 この法律による國土交通大臣の権限は、國土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

第二十九条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（経過措置）

第六章 罰則

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、

百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第三項又は第十七条第三項の規定による命令に違反した者
- 二 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「大正十年法律第七十六号」の下に「都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第 号）」を加える。

（国土交通省設置法の一部改正）

第四条 都市計画法の一部を次のように改正する。

第十一條第四項中「第三十条第一項」を「第三十条」に改め、「係る都市施設」の下に「都市再生特別措置法第五十一条第一項の規定により決

別表第一第三十五号中「三十五 鉄道事業の許可、索道事業の許可又は軌道事業の特許

三十五 鉄道事業の許可、索道事業の許可又は軌道事業の特許  
(注)都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第一

項鉄道事業法の特例)の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第五条第四項(速達性向上計画)の規定による速達性向上計画の認定は当該許可とみなし、同法第十条第一項(軌道法の特例)の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合における同法第五条第四項の規定による速達性向上計画の認定は当該特許とみなす。

（都市計画法の一部改正）

第四条 都市計画法の一部を次のように改正す

る。

第十一條第四項中「第三十条第一項」を「第三十条」に改め、「係る都市施設」の下に「都市再

生特別措置法第五十一条第一項の規定により決

（国土交通省設置法の一部改正）

第五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百





平成十七年四月二十八日印刷

平成十七年五月二日発行

参議院事務局

印刷者

国立印刷局

K